

消費者委員会の建議・提言等の概要と主な成果

2013年8月27日現在

1. 建議（13件）

	建議	建議の概要	主な成果
1	<p>「自動車リコール制度に関する建議」 (2010年8月27日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p>	<p>リコールの端緒となるユーザーからの事故・不具合情報の収集および公表制度の抜本的な改善（「自動車不具合情報ホットライン」の消費者への周知、メーカーへの事故・不具合情報の事実確認の適時の実施および公表など） 事故情報データベースの運用の改善（国土交通省の保有する事故・不具合情報等について新たに掲載等） 事故・不具合情報やリコールに対する分析・検証の改善（再リコール事案については適切かつ効果的な技術検証を実施、メーカーに対する監査方針の見直し） リコールの迅速な届出の促進、リコール情報の効果的な周知、リコール関連制度の一層の周知・あり方の見直し</p>	<p>【国土交通省】 自動車団体13団体等のホームページにリンクを設置したり、自動車検査証の裏面に紹介を掲載したりするなど、「自動車不具合情報ホットライン」の周知を実施。 ユーザーからの不具合情報の収集や調査分析体制を強化するため、「不具合情報調査推進室」を新設するとともに、交通安全環境研究所の技術検証体制を強化。 再リコール案件について、必ず技術検証をかけることをルール化。 リコールの実施の最終決定から国土交通省に届け出るまでの期間に係る基準日を設定して、関係規定を改正。 再リコール事案については技術検証を積極的に活用するとともに、自動車メーカー等に対して、リコール対象車両特定のための管理体制等についての指導・確認を監査の際に実施。</p> <p>【消費者庁】 国土交通省が保有する自動車に係る事故・火災情報を、事故情報データベースに反映。</p>
2	<p>「有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議」 (2010年12月17日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p>	<p>短期解約特例制度（いわゆる90日ルール）についての法制化・明確化 前払金の保全措置の徹底（直罰規定の導入、都道府県に対する効果的な指導等の要請） その他規定の明確化等（指導指針の規定の実効性の確保・明確化、消費者が情報入手・相談できる公的な仕組みの整備）</p>	<p>老人福祉法において、有料老人ホームの短期解約特例制度を導入する内容の改正法案が成立（2012年4月施行） 各都道府県担当部局長あてに、短期解約特例の未導入・前払金保全義務の不履行の問題について、報告徴収等による実態把握、改善命令を視野に入れた指導徹底を求める内容の通知を发出（2011年1月）</p>
3	<p>「地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議」 (2011年4月15日)</p>	<p>「地方消費者行政活性化基金」や「住民生活に光をそそぐ交付金」等、国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価 広域連携に対する国による支援</p>	<p>第64回委員会（2011年8月5日）において、「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けた取組みの工程表を提示。</p>

	建議	建議の概要	主な成果
	<p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 	<p>策の実施による相談ネットワークの充実 P I O - N E Tの入力費用に対する国の一定の負担の検討 地方における法執行体制の強化</p>	<p>「地方消費者行政活性化基金」の増額を 2012 年度当初予算として計上。 「集中育成・強化期間」後の地方消費者行政の充実・強化に向けた「消費者庁の取組」と「自治体への期待（提言）」をまとめた「地方消費者行政の充実・強化のための指針」を策定。</p>
4	<p>「マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議」 (2011年5月13日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者） 	<p>都道府県の宅建業法所管部局が悪質な勧誘を行う事業者の情報を的確に把握できるような体制の整備 特商法に基づき行う処分実施に係る資料の消費者庁からの提供と、国交省による、資料に基づく指導監督の実施方法等の整理、地方整備局等及び都道府県による調査・処分の厳正化の要請 規則の実効性確保を図る観点から、(i)再勧誘の禁止、(ii)長時間・夜間勧誘等の禁止、(iii)威迫行為に対する罰則強化、(iv)勧誘時における販売目的・業者名の告知、(v)クーリングオフの適用除外等について、規定の明確化、法制化等について検討</p>	<p>国土交通省の各地方整備局等の宅建業法所管部局に対し、悪質な勧誘事案について厳正な対処を要請する文書を発出。併せて都道府県に対しても協力要請（2011年5月）。</p> <p>P I O - N E T に登録されている相談情報から、特定のできる宅建業者に係る情報を整理した上で、該当する地方整備局等及び都道府県に提供し、地方整備局等に対して事実関係の確認等を行うよう指示（2011年7月）。</p> <p>宅建業法所管部局が宅建業者等に対して、悪質な勧誘に係る行政処分、行政指導等を行った場合の情報共有について通知（2011年7月）。</p> <p>消費者庁が主催する特商法に関する「平成23年度消費者庁所管法令執行担当者研修（専門研修）」へ国土交通省担当者が参加した上で、宅建業法に基づく立入検査等、指導監督の実施方法等の整理について検討（2011年6月・9月）</p> <p>宅建業法施行規則における勧誘に係る禁止行為規定を改正（2011年10月施行）。</p>
5	<p>「消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議」 (2011年7月22日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 ・文部科学大臣 ・厚生労働大臣 	<p>重大事故等の情報の収集強化・収集範囲拡大 緊急を要する事故情報の公表 事故発生後の効果的な注意喚起等による回収策・被害拡大防止の強化 誤使用・非重大事故情報に係る収集・分析・活用 各事故情報の収集・分析・活用を強化するための体制強化</p>	<p>消費者庁において、2011年11月に「入手情報点検チーム」を設置し、情報の適切な処理とそれに基づく対応に努めている。</p> <p>消費者安全法に基づく重大事故等の消防庁から消費者庁への通知について、消防庁と消費者庁とで協議を行い、2011年2月から、通知する対象を、消防機関が製品起因であると判断したものだけでなく、製品起因が疑われるものにも拡大して運用。</p> <p>緊急を要する事故情報の公表と</p>

	建議	建議の概要	主な成果
			<p>して、2011年8月9日に、こんにやく入りゼリーが原因として疑われた窒息事故() 同8月12日にエア遊具による事故について、緊急の注意喚起がなされており、迅速な公表の姿勢が見られる。</p> <p>() 後日、こんにやく入りゼリーが原因ではなかった事故として追加公表済み。</p>
6	<p>「住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議」 (2011年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・国土交通大臣</p>	<p>消費者からの相談に一元的なネットワークにより対応できる仕組みの構築</p> <p>地方自治体との連携による取組の充実(リフォーム瑕疵保険制度、住宅リフォームに関する参考情報、クーリングオフに関する情報の周知・支援等)</p> <p>消費者支援制度の認知度を高めるための取組(固定資産税・都市計画税の納税通知書の封筒に記載等)</p> <p>これまでの取組状況についての検証等の実施</p>	<p>地方自治体の住宅リフォーム相談窓口担当者、消費生活センター相談員等に対する講習会を全国15箇所で開催。その際、特商法に基づくクーリングオフ制度、不実告知等への対応等についてポイントをまとめた資料を作成し、配布・説明(2011年12月)。</p> <p>リフォームに係る消費者支援制度についてとりまとめた「住宅リフォーム支援制度ガイドブック」について、見直しを行い、HPへ掲載するとともに、各地方自治体の相談窓口に配付。</p> <p>リフォーム瑕疵保険制度等の消費者支援制度について直接消費者に周知するため、消費者向けのイベントを全国53箇所で開催(2011年10月～2012年3月)。</p> <p>復興支援・住宅エコポイント制度のポイント発行対象にリフォーム瑕疵保険への加入が追加されたことから、全国13箇所で開催した復興支援・住宅エコポイント制度説明会において、リフォーム瑕疵保険制度の紹介等を実施(2011年12月)。</p> <p>住宅瑕疵担保責任保険への加入がなされた住宅(約34万件)取得者を対象に、住宅リフォーム・紛争処理支援センターが実施する相談業務やリフォームに係る消費者支援制度の概要を記載したダイレクトメールと、「住まいるダイヤル」のロゴ及びナビダイヤルを記載したクラックスケールを発送。</p>
7	<p>「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」 (2011年12月21日)</p>	<p>健康被害等に関する情報の提供との確な対応</p> <p>エステ等を利用する消費者の安全確保のための措置</p>	<p>【厚生労働省】</p> <p>都道府県等に対し、医師法違反者に対する行政指導、警察への情報提供等を行うこと、医師法</p>

	建議	建議の概要	主な成果
	<p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者） 	<p>不適切な表示（広告）の取締りの徹底 美容医療サービスを利用する消費者への説明責任の徹底</p>	<p>第17条に係る疑義が生じた場合、医政局医事課宛てに照会すること、消費者行政部局から情報提供があった場合には、適切な対応を行うこと等を求める内容の通知を発出（2012年3月）</p> <p>「医療情報の提供のあり方等に関する検討会」報告書（2012年3月6日取りまとめ）において示された方針に従い、医療機関のホームページの取扱いに関するガイドラインを作成（2012年9月28日公表）</p> <p>【消費者庁】 都道府県等（消費者行政担当部局）に対し、消費者からエステ・美容医療サービスに関連して、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、衛生主管部局（保健所、医療安全支援センターを含む。）への情報提供、消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介など、適切な対応を求める内容の通知を発出（2012年3月）</p>
8	<p>「公共料金問題についての建議」 （2012年2月28日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 	<p>公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア)所管省庁における情報提供の実施状況についてのフォローアップの実施、イ)審議会の委員が消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が登用されているかという視点からの確認、ウ)物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議の的確な実施、エ)課題の検討（消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性、デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方、原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方等）鉄道運賃等の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、ア) 鉄軌道の情報提供ガイドラインの見直し、イ) 加算運賃に関する情報についての確認と適切な情報提供の実施、</p>	<p>【消費者庁】 「消費者基本計画」の一部改定（2012年7月20日閣議決定）で、公共料金への取組を強化することとされたことを受け、消費者委員会及び所管省庁と連携し、基本計画の実施の一環として、所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況のフォローアップを行う。</p> <p>「平成23年度消費者団体名簿」を各省庁に配付。各省庁が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合には、消費者庁が運用する消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用して協力することとし、その旨の事務連絡を各省庁に送付。</p> <p>東京電力による電気料金の値上げ認可申請の対応で、経済産業省に要請し、消費者の参画、公聴会開催、情報提供等の料金決定プロセスの改善が図られた。今後も公</p>

建 議	建 議 の 概 要	主 な 成 果
	<p>ウ)運輸審議会における審議経過を消費者に伝えるために提供すべき情報(議事録、審議資料、公聴会での意見の反映状況、審議会への諮問を必要としないと判断した理由等)の拡大について検討、エ)消費者の権利・利益を十分代弁し得るという観点から、運輸審議会の委員を選任すること、及び運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」について、日常的にその交通機関を利用する消費者(利用者)を含めることについて検討</p> <p>電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」における議論の結果等を踏まえた情報提供の実施と電気事業法第 23 条に基づく変更命令(値下げ)が確実に実行できるよう法令等の見直しについて検討</p>	<p>共料金に関する研究会の提言を踏まえ、適切に協議を実施。</p> <p>公共料金等専門調査会の調査審議に協力し、公共料金を効率的かつ効果的に検証する。公共料金に関する研究会の提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、基本計画の実施の一環として各課題の検討に取り組んでいく。</p> <p>【国土交通省】</p> <p>運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進をより一層図るため、「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン」を見直し、情報提供の時期を一層詳細に区分。同見直しについて、各地方運輸局等の所管部局へ文書を発出し、鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請。</p> <p>加算運賃を継続する必要性などについて更なる情報提供の充実を図るよう、各地方運輸局等の所管部局へ文書を発出し、鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請。</p> <p>運輸審議会の審議過程については、議事概要、情報公開法に規定する不開示情報を除いた配布資料をHPに公表。また、公聴会や参考人意見聴取を行った事案については、答申の際提起された意見の取扱いについてHPで公表。</p> <p>説明聴取事案の認定について、プロセスの透明化を図るため、判断理由を含む議事概要をHPで公表。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>東京電力による電気料金の値上げ申請に際し、決定過程の透明性等を確保する観点から、次のとおり情報公開を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> - 「電気料金審査専門委員会」を設置し、委員会及び資料は原則公開により開催。 - 電気事業法に基づく公聴会を 2 回開催。 - インターネットを通じた「国民の声」の募集を実施(2,336 件の意見が寄せられた)。 - 公聴会及び「国民の声」で寄せ

	建議	建議の概要	主な成果
			<p>られた意見に対し、経済産業省としての見解をホームページにおいて公表。</p> <p>従来自由化部門が赤字の場合のみ公表していた自由化部門及び規制部門の部門別収支について、常に公表するよう変更。</p> <p>東京電力を除く各電力会社について、2012年中に原価算定期間終了後の事後評価を実施。法第23条に基づく変更命令の発動の要否について判断ができるよう、基準について現在検討中。()経済産業省では、後日、「電気事業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」の一部を改正し、法第23条第1項に規定する変更命令の客観的な基準を規定した。</p>
9	<p>「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」 (2012年7月24日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・総務大臣 	<p>(主な建議事項)</p> <p>地方に対する新たな支援策を策定する前提として、国によるこれまでの支援策について、より詳細な検証・評価を早急に行い、その結果を公表すること</p> <p>活性化基金で新設・増設した相談体制を維持するため、自主財源確保が困難な自治体が行う基礎的な取組を下支えするための財政支援を確実に実行し、当面の間継続すること</p> <p>自治体が主に国の政策的要請に基づいて行っている業務に係る負担の実態を把握した上で、その業務の遂行に要する財源をより確実に消費者行政担当部局へ配分するために必要な国からの財政負担の在り方について、国庫負担金や補助金等を含めて幅広く検討を行い、必要な措置を講じること</p> <p>消費生活相談員の雇止めの抑止に向けて、一律に任用回数の制限を設けることは適切でないことについて、自治体への周知を徹底すること。また、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化するとともに、より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること</p>	<p>【消費者庁】</p> <p>2012年度補正予算において基金を2012年度末まで延長可能とし、60.2億円を上積み。</p> <p>「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」(2013年2月27日付け消地協第25号)を、消費者庁長官通知として制定し、基金等の個別事業ごとの活用期間に関するルールを策定。</p> <p>各自治体において、消費生活相談員を再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、その専門性に配慮した任用を行うよう、消費者庁長官名で自治体の首長宛てに通知を发出。</p> <p>国民生活センターと連携して基礎的な消費生活相談対応マニュアルを公益社団法人全国消費生活相談員協会に委託し、作成。</p> <p>【総務省、消費者庁】</p> <p>消費生活相談員の任用に関し、実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないこと、について総務省と消費者庁との間で認識を共有。</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		<p>消費者行政担当職員・消費生活相談員のレベルアップを図るため、現場のニーズを踏まえた多様な研修機会・プログラムを提供すること。また、研修を補完するための一方策として、国レベルで「基本マニュアル」や「相談事例集」等を体系的に整備・更新し、自治体に提供すること</p> <p>消費者教育推進法の国会審議等の動きを踏まえ、消費者教育・啓発に係る自治体の取組に対する支援を強化すること</p>	
10	<p>「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」 (2013年1月29日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・厚生労働大臣 	<p>健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化()健康食品の虚偽・誇大な表示・広告のガイドライン等を平易で明快なものに大幅に改善、()市民力を活用し、消費者からの申出や消費者がモニタリング等を行う仕組みを充実、()関係法令の担当部局が国・地方レベルで連携し、厳格に法執行、()健康増進法への差止請求権導入の可否を検討、()適格消費者団体による差止請求が低調であるとの指摘について、その原因を検証し、所要の措置を実施、()不実証広告規制や措置命令の権限の都道府県へ付与を検討)</p> <p>健康食品の安全性に関する取組の推進()類似の被害情報を統一的な基準で効率的に収集・解析する手法の研究及び当該研究の成果等を踏まえ、流通規制・表示規制を含む所要の措置を実施、()医師、薬剤師等が、患者より健康食品の利用状況を聴取し、適切な利用について注意喚起等の取組を行うよう、関係機関へ協力要請、()適正製造規範(GMP)・原材料安全性に係る第三者認証制度の整備・普及促進等を通じて、事業者によるそれらのガイドライン活用を促進。また、消費者に認証制度について啓発)</p> <p>健康食品の機能性の表示に関する検討()海外の事例等を参考としつつ、栄養機能食品として新たに認めるべき栄養成分を検討、</p>	<p>【消費者庁】</p> <p>いわゆる健康食品の健康保持増進効果等を標ぼうする表示についての2009年から2012年までの公表・指導事例等を全て収集・分析の上、過去の違反・指導事例等を示すとともに、絵図等を用いるなどして明確にした、景品表示法及び健康増進法に係る統一的な留意事項を2013年中に取りまとめ、公表する予定。</p> <p>食品表示対策室を設置(2013年7月1日付け)し、健康増進法、食品衛生法、景品表示法等の食品表示に係る執行を一元的に行う体制を整備した。同室を中心に厳正な法執行に努めるとともに、厚生労働省との連絡会議を通じて、担当部局間の緊密な連携を図るほか、都道府県における法執行等を促進するための支援を行う。</p> <p>適格消費者団体による差止請求権の利用実態を把握するためのアンケートを実施。実績低調の要因を検証し、結果を2013年9月中に取りまとめ、必要な措置等の検討を行い、2013年中に一定の結論を得る。健康増進法に景品表示法第10条類似の規定を導入することの可否については、上記結論を踏まえ、検討を進める。</p> <p>新たに追加すべき栄養成分の有無については、2015年版「日本人の食事摂取基準」(改定作業中)に基づいて検討する予定。</p> <p>「特定保健用食品の審査基準の検討事業」(2012年度)の報告書を</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		<p>()特定保健用食品に係る審査基準の作成を検討及び一定の審査内容の開示を検討)</p> <p>健康食品の特性等に関する消費者理解の促進(健康食品の特性やそれらの適切な利用方法、機能性表示の意味等についての積極的な啓発)</p>	<p>もとに、有効性に関する試験デザインや必要な資料等を明確化した改正通知案を2013年度中に作成予定。</p> <p>健康食品と医薬品との飲み合わせ、小児や高齢者等における利用等、消費者理解の促進となるようリスクコミュニケーションの開催等を予定。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>2012年度から3年計画で「いわゆる健康食品による健康被害情報の因果関係解析法と報告手法に関する調査研究」を実施。研究成果を踏まえ、健康被害情報を収集、解析する仕組み等を検討予定。</p> <p>都道府県や関係団体に対し、診療時や医薬品の販売又は授与の際に、患者等に対して必要な注意喚起を行うこと等を要請する文書を発出。医師、薬剤師等に対する健康食品に関する情報提供を目的としたパンフレットを改訂、再配布。</p> <p>2013年度中を目途に、「健康食品認証制度協議会」が製造工程管理の安全性の確保(GMP)に関する認証機関を指定する予定。これらの第三者認証制度の整備・普及を通じ、GMPガイドライン等の活用促進を図る。</p> <p>2013年4月に健康食品の特性や適切な利用方法に関するパンフレットを改訂、再配布したほか、広報誌に「健康食品の知識と注意点」を特集するなどして、消費者に対する普及啓発を促進。</p>
11	<p>「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」 (2013年2月12日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・経済産業大臣 	<p>事故情報が通知、収集される行政機関を通じたルートについて、情報発信のルートとしても活用できるよう、双方向の流れとする体制を整備し、広く多様なルートを活用するための検討を行うこと。関係各省庁が独自に持っている情報提供のツールや媒体の把握に努め、消費者の属性に応じて、そのツールに伝えるべき情報の掲載や紹介を積極的に求めること。また、消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。</p> <p>消費生活センターを、安全に係る</p>	<p>【消費者庁】</p> <p>地方自治体の消費者行政部署に対し、事故事案に応じた関係団体等へ情報展開するよう要請。</p> <p>各省庁が独自に持っている情報発信のルートを通じた情報提供の連携を強化。(例えば、子ども向け歯みがき中の事故防止のポスターを保健所、幼稚園などに掲示の依頼を実施。介護ベッドに関する事故防止注意喚起について厚生労働省を通じて福祉用具貸与事業者等へ周知を実施。)</p> <p>消費生活センターを情報提供の</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		<p>情報伝達を扱う情報提供の拠点とする位置づけを図り、さらに情報の重要度合がわかるように発信する情報内容を検討の上、伝達を行っていくこと。</p> <p>販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。</p> <p>リコール情報サイトについて、情報提供のための基本的な方針を検討し、掲載情報の充実を図ること。</p> <p>「リコール情報メールサービス」と「子ども安全メール from 消費者庁」との連動を検討すること。</p> <p>また、他省庁や独立行政法人が行っているメールマガジンとの連携に向けて協議を行うこと。消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。</p> <p>製品安全に係る消費者教育・啓発の一層の充実をはかること。</p>	<p>拠点となるよう、消費者庁が発信する安全性に関する注意喚起等の公表資料は、ウェブサイトやオンラインを通じて、速やかに情報提供。また、事案の緊急性や重要度に応じ、消費生活センターで行うイベントや講座等で、消費者への啓発のための資料を提供。</p> <p>2013年3月にリコール情報サイトのシステム改修を行い、リコール対象となった製品の写真や図表を掲載するとともに、検索機能の強化、「高齢者、子ども向け商品」の掲載数増加などの改善。</p> <p>【経済産業省】</p> <p>流通事業者団体とのリコール協力体制の構築・拡大に向け、6団体と協力体制を構築し、消費者へリコール情報を周知する取り組みを実施。</p> <p>「製品安全に関する流通事業者向けガイド」並びに「製品安全に関する流通事業者向けガイドの解説」を作成し、2013年7月1日に公表。この中に、流通事業者が取り組むべきリコール対応等の具体的な内容を記載。</p> <p>当該ガイドの周知策として、流通事業者団体に対して、協力要請文を発出。また、団体の協力を得て、会員企業に向けた講習会を開催。</p> <p>消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令（2013年3月13日TDK㈱に対し発出）に係り流通事業者に対し、顧客情報を活用した所有者への周知やリコールポスターの店頭掲示等の協力を要請。</p>
12	<p>「地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議」（2013年8月6日）</p> <p>【提出先】</p> <p>・内閣府特命担当大臣（消費者）</p>	<p>「地方消費者行政専門調査会報告書」において提起された、市町村の消費者行政体制整備に向けての取組（（1）小規模市町村の消費者行政体制の底上げ、（2）「地域力」の強化、（3）消費者行政担当職員への支援）を着実に実施すること。</p> <p>国による地方消費者行政の継続的財政支援に対し、最大限の努力を行うこと。</p>	<p>2014年3月を目途に、建議に対する実施状況等について内閣府特命担当大臣（消費者）に対して報告を求めている。</p>

	建議	建議の概要	主な成果
		「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」の効果の検証を行うこと	
13	<p>「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」 (2013年8月6日)</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・国家公安委員会委員長 ・内閣府特命担当大臣(金融) ・総務大臣 ・法務大臣 ・厚生労働大臣 ・経済産業大臣 ・国土交通大臣 	<p>関係法令の執行強化及び制度整備(()警察による刑法等関係法令を駆使した利殖勧誘事犯への重点的取締り、()外観上「権利取引」であっても、販売代行等の特商法の規制対象となる「役務取引」への同法の執行、()権利取引等すき間事案に対し、消費者安全法に基づく消費者への注意喚起、多数消費者財産被害事態を発生させた事業者への勧告・命令等の実施、()特商法の執行力強化のため、自治体の執行担当部局における警察との人的交流や専門家との連携等の推奨、()特商法の指定権利制の在り方、又はこれと類似の制度整備の検討、()違法行為による財産の隠匿・散逸を防止するための制度導入の検討推進(破産手続開始申立て制度、保全命令申立て制度、被害金額返還命令制度等)()消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律」の成立への努力と成立後の円滑な運用)</p> <p>犯行ツールに関する取組の強化(()携帯電話について、携帯電話不正利用防止法に基づく本人確認義務等の周知徹底・履行確保、及び違反事業者に対する是正命令・検挙等の実施、()預貯金口座、郵便物受取サービス、電話受付代行サービス、電話転送サービスについて、犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務の周知徹底・履行確保、及び違反事業者に対する是正命令等の実施、()郵便・宅配便等による送金防止を図るため、事業者に対し、分かりやすい注意喚起の積極的な実施を協力要請、()代表権を有しない取締役等の登記申請に当たり、その真正に係る実態把握に努め、その結果を踏まえ、要否を含め対応策を検討)</p>	2014年2月目途にフォローアップを行う予定。

	建議	建議の概要	主な成果
		<p>消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化(()テレビ等の媒体を通じた、高齢者等への情報提供・注意喚起の積極的な実施、()消費者行政部局、地域包括支援センター、ケアマネージャー等地域の多様な主体の密接な連携による高齢者への注意喚起・見守り体制の普及、()都道府県・都道府県警察における消費者への注意喚起・高齢者の見守りの効果的・先駆的事例を取りまとめ、他の都道府県・都道府県警察へ提供、(-1)高齢者宅への通話録音装置の配置による情報・証拠収集の取組を進め、その全国展開を検討、(-2)犯行グループから入手した名簿掲載者への積極的な注意喚起の実施、(-1)市民後見推進事業等の成年後見制度に係る自治体の取組への助成制度の周知や取組事例の情報提供等の積極的实施、(-2)判断能力が不十分な者の日常的金銭管理等を支援するため、自治体への助成等による日常生活自立支援事業の普及)</p>	

2. 提言（11件）

	提言	提言の概要	主な成果
1	<p>「未公開株等投資詐欺被害対策について（提言）」 （2010年4月9日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・内閣府特命担当大臣（金融） ・国家公安委員会委員長 	<p>被害救済を迅速に進めるための民事ルールを整備（無登録事業者の販売行為の無効化等、特商法の適用範囲の拡大）</p> <p>違法行為に対する抑止効果のある制裁措置の検討・導入（法定刑の見直し、罰則以外のより効果的な制裁措置の検討・導入）</p> <p>効果的な行政対応（悪質な無登録事業者の情報収集・事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用、販売業者情報の開示規制の実効的な運用）</p> <p>その他（関係当局による取締りの強化、高齢者等に対する注意喚起や被害相談のあり方への努力・工夫、不招請勧誘禁止の未公開株等への拡張）</p>	<p>無登録業者が非上場会社等の株式・社債等の売り付けを行った場合、売買契約の無効、無登録業者に対する規制の新設・罰則の引上げ、裁判所による差止命令の申立ての裁判管轄の拡大等を内容とする、金融商品取引法の改正法案が国会で成立（2011年5月17日）。</p> <p>効果的な行政対応（悪質な事業者名公表、無登録事業者への裁判所に対する申し立て制度の活用）を順次図っている。</p> <p>高齢者等に対する注意喚起について関係機関が連携して実施。</p>
2	<p>「こんにゃく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言」 （2010年7月23日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・厚生労働大臣 ・農林水産大臣 	<p>消費者安全法上の措置について（安全法施行後に収集された窒息事故に関する危険情報に係る事案の追跡調査を含めた事実確認の早急かつ誠実な実施、その結果を踏まえた安全法が定める所要の措置）</p> <p>食品の形状・物性面での安全性についての法整備について（「参考指標」の作成、食品の形状・物性面での安全性の確保のための法整備に向けた検討）</p>	<p>「こんにゃく入りゼリー等の物性・形状等改善に関する研究会」でとりまとめた報告書（2010年12月22日）において、こんにゃく入りゼリーやそれに類する食品等について、重篤な窒息事故につながり得る食品等側のリスク要因を踏まえ、「窒息事故リスク低減の考え方の整理 - 参照指標」を提示。</p> <p>こんにゃく入りゼリー製造等事業者の製品改善等の取組状況について公表（2011年12月）。</p>
3	<p>「決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言」 （2010年10月22日）</p> <p>【提出先】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・経済産業大臣 	<p>被害実例及び決済代行業者の実態把握</p> <p>より厳正な処分及び消費者への注意喚起</p> <p>通信販売業者による決済代行業者に係る表示の義務付け</p> <p>その他必要な制度改正に向けた検討（関連法令の見直しの検討・海外の加盟店側カード会社等の関係事業者間での紛争処理のルールの見直しに関する海外への働きかけ等）</p>	<p>決済代行業者を経由した出会い系サイトにおけるインターネット取引の実態調査、及びクレジットカードに係る決済代行業者を介在した取引の苦情相談の内容分析を実施（2010年11～12月）。</p> <p>実態調査等の結果も踏まえ、「インターネット消費者取引研究会」取りまとめ（2011年3月）において、詐欺的なサイトへの厳格な法執行・警察との連携強化、消費者への啓発、決済代行業者の登録制度の導入など、具体的な取組を提示。2011年7月からは「インター</p>

	提言	提言の概要	主な成果
			ネット消費者取引連絡会」を設置し、インターネット取引をめぐる最近の課題について関係行政機関や事業者団体等で情報を共有して対策を検討。
4	<p>「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」 (2011年8月12日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官</p>	<p>事業者が新たな科学的知見を収集し、報告をする制度や、報告された知見を科学的・中立的に分析・評価する体制を検討すべき</p> <p>再審査手続開始後の情報提供について、審査状況等に関する情報を消費者に広く提供する方策を検討すべき</p> <p>許可の更新制度の導入に向けて、有効性や安全性に係る審査基準の明確化や有効期間の設定、審査体制の整備等の検討を開始すべき</p> <p>特に、許可の更新制については、更新審査を適切に実施するための審査体制の整備が重要であることから、消費者庁においてはこの点を十分留意した上で、許可の更新制の導入に向けた検討を進めること</p>	<p>特定保健用食品の審査に必要な十分な試験デザインの枠組み等の審査基準を検討するため、2012年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施。</p>
5	<p>「消費者契約法の改正に向けた検討についての提言」 (2011年8月26日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・法務大臣</p>	<p>早急に消費者契約法改正の検討作業に着手し、民法（債権関係）改正の検討作業と連携すること</p>	<p>消費者委員会内において、委員長のもと、消費者契約法に関する調査作業チームを設置し、消費者契約法改正作業に向けた論点整理を開始（2011年12月）。</p> <p>消費者契約法に関する調査作業チームにおける論点整理の結果を取りまとめるとともに、シンポジウム開催等、内容の周知活動を実施（2013年7月）</p>
6	<p>「貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言」 (2011年11月11日)</p> <p>【提出先】 ・消費者庁長官 ・経済産業省商務情報政策局長 ・警察庁生活安全局長</p>	<p>貴金属等の訪問買取りに係るトラブルに対する法的措置について、具体的な内容を迅速に示すこと</p> <p>特定商取引法の規制の枠外とされている「権利」についても見直しを行い、また、被害が生じている取引に関して、「販売」や「役務の提供」という枠組みにとらわれずに迅速な対応を行う体制の整備</p>	<p>消費者庁「貴金属等の訪問買取りに関する研究会中間とりまとめ」において法的規制のあり方を示し、特定商取引法の改正によって対応する方針を提示（2011年12月）。</p> <p>取引類型として「訪問購入」を追加し、クーリングオフ等の規程を盛り込んだ特定商取引法の一部改正法案が国会で成立（2012年8月）。</p>

	提言	提言の概要	主な成果
7	<p>「住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言」 (2012年3月27日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・経済産業大臣</p>	<p>特定商取引法等の執行の強化 割賦販売に対する適切な対応 業界団体を通じた販売方法の 適正化、品質の向上のための 取組 支援制度等に関する分かりや すい情報の提供</p>	<p>特定商取引法や景品表示法による行政処分等を行うとともに、ブロック会議等の場を通じて、厳正な法執行に取り組むよう都道府県等に対して要請。 一定の施工技術を確保するための業界横断的な研修・認定制度である「PV施工技術者認定制度」の創設を支援。</p>
8	<p>「違法ドラッグ対策に関する提言」 (2012年4月24日)</p> <p>【提出先】 ・厚生労働大臣</p>	<p>指定薬物への指定の迅速化 取締りの強化のための方策 (i)「包括指定」の導入 ()麻薬 取締官(員)に違法ドラッグを司法警察職員としての取締権限などを持たせるなどの体制強化の検討。 ()個人輸入等による入手機会を抑制するための施策の実施(水際対策の徹底) ()合法商品としての様相を呈しつつ販売活動を行う広告の監視・規制強化についての検討 薬物乱用対策推進会議関係府省が連携した取締当局との連携強化 乱用実態・健康被害情報の一元的な把握と消費者への情報提供・啓発の実施</p>	<p>提言以降、指定薬物部会を随時開催。違法ドラッグを指定薬物とすることについて審議し、妥当とされたものについて、省令改正により順次指定。 2013年2月20日、「合成カンナビノイド類」の1骨格を有する物質群を指定薬物として包括指定(772物質)する省令を公布し、同年3月22日より施行(指定薬物は92種から851種に拡大) 2013年5月10日、麻薬及び向精神薬取締法及び薬事法の一部を改正する法律が可決され、麻薬取締官(員)が指定薬物に係る薬事法に違反する罪について、司法警察員として職務を行うこと等が可能に。 2012年8月30日、薬物乱用対策推進会議において、「合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策」を取りまとめ。 毎年7月の「青少年の非行・被害防止全国強調月間」において、薬物乱用防止啓発ポスター及びチラシ等を青少年の目につきやすい場所へ掲示、配布。</p>
9	<p>「医療機関債に関する消費者問題についての提言」 (2012年9月4日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣(消費者) ・厚生労働大臣</p>	<p>医療機関債の発行実態等の把握 関係機関間の連携の推進 消費者保護の観点からのガイドラインの見直しの検討</p>	<p>全都道府県を通じ、「医療法人における医療機関債の発行状況調査」を実施(2013年3月結果公表)。 同調査結果を踏まえ、医療機関債購入の勧誘方法について消費者保護規定を追加するなど、ガイドラインの一部を改正(2013年8月)。</p>

	提言	提言の概要	主な成果
10	<p>「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」 (2012年12月11日)</p> <p>【提出先】 ・総務大臣 ・内閣府特命担当大臣（消費者）</p>	<p>業界団体による自主基準等の遵守の徹底等による改善を促すこと。 改善状況の検証を行い、2013年3月末時点での状況について詳細がとりまとめ次第、速やかに当委員会へ報告すること。 同検証において、一定の改善が見られない場合には、法的措置を講じることを含め、必要な措置を検討し確実に実施すること。</p>	<p>【総務省】 業界団体、主な電気通信事業者及び主な大手販売代理店等に対し、代理店を含む自主基準の遵守徹底・販売勧誘適正化等につき書面要請を実施。 有識者会議における「電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に着手すべき」等の方向性を受けて、検討が行われる予定。</p>
11	<p>「公共料金問題に関する提言～公共料金等専門調査会報告を受けて～」 (2013年7月30日)</p> <p>【提出先】 ・内閣府特命担当大臣（消費者） ・総務大臣 ・経済産業大臣 ・国土交通大臣</p>	<p>公共料金等の新規設定及び変更の場合にあたっては、所管省庁と消費者庁の間での協議のプロセスを通じて、消費者基本計画に盛り込まれている料金決定過程における消費者参画及び透明性の実質的な確保を図ること</p>	<p>適宜フォローアップを行う予定。</p>

3. 意見等（32件）

	日付	タイトル
1	2009年12月14日	地方消費者行政の充実強化に向けて
2	2010年3月3日	消費者基本計画策定に向けての意見
3	2010年3月25日	消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点
4	2010年6月25日	消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点
5	2011年3月4日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
6	2011年3月11日	公益通報者保護制度の見直しについての意見
7	2011年6月10日	消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見
8	2011年6月10日	消費者行政体制の一層の強化について - 「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見 -
9	2011年6月24日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
10	2011年8月12日	「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見
11	2011年8月12日	原料原産地表示拡大の進め方についての意見
12	2011年8月23日	「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理

13	2011年8月26日	集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見
14	2011年8月26日	個人情報保護制度について
15	2011年12月2日	「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ(座長試案)についての意見
16	2012年2月14日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
17	2012年3月27日	消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見
18	2012年5月10日	委員長声明 - 家庭用電気料金値上げに係る認可申請について -
19	2012年5月29日	消費者基本計画の改定素案(平成24年4月)等に対する意見
20	2012年6月5日	「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方～健康食品の利用者アンケートの分析結果を踏まえて～
21	2012年6月12日	「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見
22	2012年6月19日	東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方
23	2012年7月13日	東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見
24	2012年12月25日	消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見
25	2013年2月26日	消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見
26	2013年3月19日	関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について
27	2013年5月28日	消費者基本計画の改定素案(平成25年4月)等に対する意見
28	2013年6月25日	「消費者白書」及び「消費者安全法に基づく国会報告」への意見
29	2013年7月23日	公益通報者保護制度に関する意見 ～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～
30	2013年7月30日	東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について
31	2013年7月31日	北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について
32	2013年8月27日	インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点の考え方

「公共料金問題についての建議」に対する実施状況報告について確認したい事項

建議事項（平成 24 年 2 月 28 日）	実施状況報告（経済産業省）（平成 24 年 9 月 28 日）	確認したい事項
<p>2 消費者の視点に立った取組の徹底 （2）電気料金 （建議事項）</p> <p>経済産業省は、電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議」（座長：安念潤司 中央大学院教授）における議論の結果等を踏まえ、料金を決定するために必要な情報の提供等に努める必要がある。</p>	<p>「電気料金制度・運用の見直しに係る有識者会議報告書」（平成 24 年 3 月）においては、電気料金の適正性の確保のために徹底的な情報公開や行政外の専門的な知見の活用による行政のチェック能力の向上が提言されている。これを踏まえ、一般電気事業供給約款料金算定規則等の見直しを実施し、東京電力が申請した電気料金の値上げ申請に対しては、料金認可プロセスに外部専門家の知見を取り入れ、専門的かつ客観的な観点から料金査定方針等の検討を行うため、「電気料金審査専門委員会」を設置し、全 10 回の委員会及び資料については原則公開とした。また、料金の定期的評価として実施していた部門別収支の計算結果については、これまでは自由化部門が赤字の場合のみ公表することしてきたが、常に公表することにした。</p> <p>これまで東京電力の料金値上審査における情報公開に係る具体的な取組は以下のとおり。</p> <p>「電気料金審査専門委員会（審議会）」（座長：安念中央大教授）を設置し、平成 24 年 5 月 15 日以降、合計 10 回開催（委員会及び資料は原則公開）。同年 7 月 5 日に専門委員会としての査定方針案をとりまとめた。</p> <p>この間、6 月 7 日（東京）、9 日（埼玉）に電気事業法に基づく公聴会を開催した。</p> <p>東京会場 陳述人：10 名、参考人 10 名、傍聴人：186 名 埼玉会場 陳述人： 5 名、参考人 5 名、傍聴人： 78 名</p> <p>あわせて、インターネットを通じた「国民の声」の募集を実施した（2,336 件）。公聴会及び「国民の声」で寄せられた意見に対しては、当省としての見解を当省のホームページにおいて公表した。</p>	<p>電気料金の決定過程の透明性等を確保する観点から、情報公開を積極的に実施したことは評価されるところである。</p> <p>今回の東京電力家庭用電気料金値上申請の審査における貴重な知見を活かし、他の電気事業者の電気料金値上申請も予想されることから、審査専門委員会、電気事業法に基づく公聴会等についての運用基準（ガイドライン）を策定する必要性はないか。</p>
<p>（参考）東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見（平成 24 年 7 月 13 日）</p> <p>審査専門委員会においては、消費者団体代表をオブザーバー参加させているが、正式の委員として消費者代表を参画させるべきではないか。</p> <p>公聴会について傍聴者が少数に留まった例があり、周知やその運営についてさらに工夫が必要ではないか。</p> <p>公聴会に関しては開催時期が早すぎたといった意見が消費者団体から出されている。経済産業省ではこのような意見も踏まえてネットにおける「国民の声」での意見募集を併用するといった対応を行ったが、公聴会の重要性からみて、今後は審査専門委員会での議論がある程度進展し、消費者側に十分な情報や論点が周知されたタイミングで公聴会を設定してはどうか。</p>		<p>他の電気事業者の電気料金値上申請がなされた場合、審査専門委員会に、消費者団体を正式委員として消費者団体を正式委員として参画させる必要性はないか。</p> <p>今後の公聴会について周知や運営方法についてどのような検討を行っているか報告していただきたい。</p>

<p>なお、電気料金については、今後、厳正な原価評価が行われるものと理解しているところ、当該評価を行った結果、適正な料金水準を上回っていると判断された場合に、電気事業法第23条に基づく変更命令(「値下げ」)が確実に行えるよう、法令等の見直し・整備を含めた検討を行うことが望ましいと考える。</p>	<p>なお、東京電力を除く各電力会社について、年内に原価算定期間終了後の事後評価を実施し、法第23条に基づく変更命令の発動の要否について判断ができるよう、基準について現在検討中である。</p>	<p>電気料金審査専門委員会の査定方針においても指摘されているところであるが、どのような検討を行っているか報告していただきたい。</p>
<p>(参考)東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見(平成24年7月13日) 今後は原価と実績の部門別評価を毎年実施し、規制部門の電気料金が不当に高い事態となる場合には、本年2月の当委員会による「公共料金問題についての建議」で指摘したように、適正な料金に確実に値下げさせることを可能にする仕組みを構築するために、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討を行うこと</p>		<p>特に原価算定期間内において、電気事業法第23条に基づく料金認可変更命令等を含めた法令等の見直し・整備にかかる検討をどのように行っているか報告していただきたい。</p>

「公共料金問題についての建議」に対する実施状況報告について確認したい事項

建議事項（平成 24 年 2 月 28 日）	実施状況報告（国土交通省）（平成 24 年 8 月 31 日）	確認したい事項
<p>2 消費者の視点に立った取組の徹底 （1）鉄道運賃等 （建議事項） 国土交通省は、鉄道運賃等の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、以下の取組を行う必要がある。</p>		
<p>ア 国土交通省は、「鉄軌道の情報提供ガイドライン」（以下「鉄軌道ガイドライン」という。）に沿った情報提供を行っているとしているものの、鉄軌道ガイドライン自体が運賃等改定時を主に意識したものであり、前述の横断的ガイドラインにおいて示されている運賃等改定後、及び運賃等認可審査の際の事前の情報提供を念頭に置いたものとはなっていないとみられることから、鉄軌道ガイドラインの見直しを行い、適切に情報提供を行うこと。</p>	<p>アについて 運賃改定に係る情報提供については、これまでも「鉄軌道事業の情報提供ガイドライン」（以下「鉄軌道ガイドライン」という。）において、「運賃改定時はもとより、運賃改定時以外にも必要な情報を提供する」として鉄軌道事業者の取組を促してきたところであるが、今般、本建議の内容を踏まえ、運賃改定における透明性の向上や利用者等の監視による効率化の促進をより一層図るため、情報提供の時期を「運賃改定申請時」、「運賃改定実施（認可）時」及び「運賃改定実施後」に区分することとし、国土交通省の各地方運輸局等の所管部局に対して平成 24 年 8 月 27 日付けで文書を発出し、同内容を見直した「鉄軌道ガイドライン」について管下鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請した。 なお、運賃改定に係る情報提供については、公共料金全般に関するフォローアップなど今後の具体的な取組の検討状況を踏まえつつ、引き続き、国土交通省においても消費者庁など関係者と連携して適切に対処していくこととする。</p>	<p>「鉄軌道ガイドライン」の見直しを実施されたことは評価されるところである。 国土交通省として、運賃改定に係る適切な情報提供についての今後の取組について詳しく説明願いたい。</p>
<p>イ 国土交通省は、一定の条件をみたした路線については、加算運賃として消費者（利用者）に相応の負担（受益者負担）を求めると認めているところ、加算運賃を導入している路線の運賃回収状況や、長期間、加算運賃を継続する必要性等については、説明責任が十分に果たされているとは言い難いことから、当該情報についての確認を行い、適切に情報提供を行うこと。 なお、確認の結果、加算運賃の必要性が乏しくなったと判断される場合には、事業者に対して、加算運賃の見直しに係る適切な指導等を行うこと。</p>	<p>イについて 加算運賃を設定している路線（14 社 20 路線）に関する情報提供については、鉄軌道事業者において、当該路線の運賃の基本情報を始め、加算運賃に関する「設備投資額・支払利息・使用料等の資本費の累計額」及び「加算運賃収入の累計額」などを毎年度更新して公表しているところであるが、今般、国土交通省の各地方運輸局等の所管部局に対して平成 24 年 8 月 27 日付けで文書を発出し、加算運賃を継続する必要性などについて更なる情報提供の充実を図るよう管下鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請した。 なお、加算運賃制度は、主として新規路線の開業に伴い発生する多額の資本費コストについて、「受益と負担」のバランスを考慮した一定額を当該路線の利用者に上乗せ（加算）して応分の負担を求め、資本費コストの回収状況などを勘案した鉄軌道事業者の経営判断に基づいて、運賃改定に合わせて基本運賃に一般化して減額・廃止するものであるが、現行制度では加算運賃の見直しに関する明確な基準はない。 制度の主旨を踏まえれば、少なくとも資本費コストの回収が完了するまでに加算運賃は廃止される必要があるが、現時点において加算運賃の是非を計る簡潔かつ適当な指標である「加算運賃収入による資本費コストの回収状況」について鉄軌道事業者が公表しているデータ（平成 23 年度）により算定したところ、20 路線の回収状況は最大で約 65%と見込まれ、制度の主旨を逸脱する水準（100%超）には至っていない。</p>	<p>国土交通省において、加算運賃を継続する必要性などについて更なる情報提供の充実を図るよう管下鉄軌道事業者に対する周知・指導を要請したことは評価されるところである。 鉄軌道事業者においては、加算運賃を設定している路線（14 社 20 路線）に関する当該路線の運賃の基本情報等の情報提供を毎年度更新して公表していることは承知しているが、国土交通省として、当該路線の基本運賃収入額、減価償却費、減価償却期間を含めた運賃等の情報の正確性について、どのように確認を行っているのか、また、国土交通省としての適切な情報提供をどのように実施しているのか示していただきたい。 加算運賃の見直しに関する明確な基準はないとのことだが、基準を策定する必要はないか。 公共料金についての建議においては、「過去の国会における答弁等の中で、国土交通省（運輸省）は、加算運賃については、概ね 10 年を経過した時点、あるいは資本費の 50%を回収した時点から廃止はまた</p>

	<p>今後、見直しに関する具体的な基準の策定に際しては、近年の社会経済状況の変化や路線毎に異なる事業環境などを考慮する必要があるとともに、鉄道運賃制度の根幹に関わる「受益と負担」のあり方にも繋がることから、国土交通省においては、引き続き、鉄軌道事業者など関係者と十分な議論を重ねた上で、公共料金全般に関するフォローアップなど今後の具体的な取組の検討状況も踏まえつつ、当該基準の策定に向けて鋭意検討を進めていくこととする。</p>	<p>は減額すべきものとの認識を示している。なお、当時の認識と異なった運用が行われているのであれば、当然にその内容について示されるべきであろう。」と指摘しているが、国土交通省が実施状況において報告された「現行制度では加算運賃の見直しに関する明確な基準はない。」との相違について、国土交通省の見解を示していただきたい。</p>
<p>ウ 国土交通省（運輸審議会）は、審議の経過を消費者（利用者）に伝えるために、提供すべき情報（例えば、議事録、審議資料（配付資料、規制当局からの説明の概要等）、公聴会での意見の反映状況等）を拡大するよう検討すること。</p> <p>また、鉄道運賃等の認可については、原則として運輸審議会へ諮問し答申を受けることによって、判断の透明・公正性を確保しているものとみられるが、説明聴取事案（軽微認定事案）として同審議会への諮問を経ない認可案件も存するので、審議会への諮問を必要としないと判断した理由や判断基準についても明らかにすること。</p>	<p>ウについて</p> <p>運輸審議会においては、昨年6月より、議事概要のインターネット上（ホームページ）での公表を行っているところであるが、これのみでは規制当局からどのような説明があったのかわからないとの御指摘を踏まえ、審議会での配付資料（規制当局の説明資料等）は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律に規定する不開示情報を除き、議事要旨とともにホームページで公表することとする。また、公聴会や参考人意見聴取を行った事案については、答申の際に、公聴会や参考人意見聴取で提起された意見をどのように取り扱ったかについて、ホームページで公表することとしている。</p> <p>説明聴取事案の認定については、規制当局から説明を聴取した上で、過去の同種の事案の取扱いも勘案し、個別に判断を行い、地方の小規模な事業者の上限運賃の設定・変更等社会的な影響が比較的小さいと考えられるもの、既存新幹線の延伸に係る特別急行料金の設定であって既存区間の料金設定の考え方と同様に設定されたもの等が審議会への諮問を必要としない（国土交通省設置法第15条第3項の規定に該当する事案である）と判断されているところであるが、プロセスの透明化を図るため、このような説明聴取事案についても、昨年6月以降は、議事概要をホームページで公表し、当該議事概要において判断理由を記載・公表している。</p>	<p>「議事要旨とともにホームページで公表することとする。」、「公聴会や参考人意見聴取で提起された意見をどのように取り扱ったかについて、ホームページで公表することとしている。」と回答されているが、いつから実施するか具体的に示していただきたい。</p> <p>説明聴取事案の判断理由については、運輸審議会のホームページの議事概要において判断理由を記載・公表していることは評価されることであるが、さらに、明確な判断基準を公表することを検討しているか。</p>
<p>エ 国土交通省は、他の審議会の例を参考にし、消費者の権利・利益を十分代弁し得るといった観点から、運輸審議会の委員を選任することについて検討するとともに、運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」の解釈について、例えば、日常的にその交通機関を利用する消費者（利用者）を含めることについて検討を行うこと。</p>	<p>エについて</p> <p>運輸審議会においては、国民目線に立った利用者保護と安全で安定的な事業運営の確保の必要性を十分に踏まえて、適切かつ合理的な審議・決定の確保に努めており、その委員の人選については、消費者基本計画の当該審議会の性格等に応じて生活者・消費者を代表する委員の選任に努めるとの記載も勘案しつつ、公平・中立な審議を行う必要から均衡が取れた委員構成となるよう留意し、幅広い経験と高い識見を有する者を選ぶこととしており、今後とも引き続き、国民目線での審議が可能な委員の選任に留意して参りたい。</p> <p>公聴会については、従来より、一般の消費者の生活に大きな影響を与える事案など事案の及ぼす社会的影響が大きいと認められる事案や強い反対意見が想定される事案等については、運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」からの請求があるか否かを問わず、運輸審議会の判断により、職権での公聴会の開催を決定して、公募により一般利用者等を公述人として選定し意見聴取を行っているところである。なお、運輸審議会一般規則に定める「利害関係人」とは、行政処分に係る当事者、競争の関係にある者等の当該事案に関し特に重大な利害関係を有する者に、その者から請求があった場合には必ず公聴会を開催しなければならないという強い法的効力を認める趣旨である。運輸審議会としては、「利害関係人」からの請求制度とは別に、上述の通り、利用者の利益を考慮した職権による公聴会を開催しており、今後とも引き続き、個別事案の審議に際しては、公聴会を開催し広く一般の意見を聞く必要があるか否かについて十分留意して参りたい。</p>	<p>運輸審議会の委員の選任について、具体的にどのような検討を行ってきたのか具体的に示していただきたい。</p> <p>「運輸審議会の判断により、職権での公聴会の開催を決定して、公募により一般利用者等を公述人として選定し意見聴取を行っているところである。」と回答されているが、どのような口述人を選定し、意見聴取を実施したか具体的に説明していただきたい。</p>

「公共料金問題についての建議」に対する実施状況報告について確認したい事項（案）

建議事項（平成 24 年 2 月 28 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 24 年 11 月 27 日）	確認したい事項
<p>1 公共料金の問題に対する取組の推進（建議事項） 消費者庁は、公共料金の決定過程の透明性及び消費者参画の機会を確保する観点から、以下の取組を行う必要がある。</p>		
<p>（1）消費者庁は、消費者委員会と連携して所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況についてのフォローアップを速やかに実施し、その結果を公表すること。</p>	<p>（1）について 「消費者基本計画」の一部改定（平成 24 年 7 月 20 日閣議決定）において、公共料金の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性を確保するための取組等、公共料金への取組を強化することとされた。 消費者庁では、消費者委員会及び公共料金等所管省庁（以下「所管省庁」という。）と連携しつつ、この基本計画の実施の一環として、所管省庁における公共料金に係る情報提供の実施状況のフォローアップを行う予定である。 今後速やかに、消費者委員会及び所管省庁と具体的な内容を検討し、取り組むこととする。 消費者庁では、今年 2 月に「公共料金に関する研究会」（以下「研究会」という。）を立ち上げ、消費者団体を含めた有識者に、料金改定の手続と継続的な検証、公共料金の水準や内容、消費者への分かりやすい情報の公開等、公共料金の決定の在り方について、多方面にわたり御議論いただいた。4 月には「中間取りまとめ」が行われ、これを所管省庁に提示し、中間取りまとめで提言された措置の実施を要請した。 消費者基本計画（67-2 抜粋） 【具体的施策】 公共料金等の決定過程の透明性、消費者参画の機会及び料金の適正性の確保を保つ観点から、以下の施策について検討し、取り組めます。 所管省庁における公共料金等に係る情報公開の実施状況についてフォローアップ 公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保 据え置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施</p>	<p>公共料金問題に関しては、11月13日の消費者委員会で公共料金等専門調査会（以下「専門調査会」という。）が設置され、今後は、この場を活用し、消費者庁の協力も得て、調査審議を行っていくこととしている。 建議の（理由）で、「平成 21 年度以降、消費者庁により十分なフォローアップが行われた状況は確認できなかった。」とあるが、今後のフォローアップの具体的な実施スケジュールを提示願いたい。 また、フォローアップの定期的な実施について、どのような見通しを持っているか報告願いたい。</p>
<p>（2）消費者庁は、消費者基本計画のフォローアップの一環として、所管省庁における審議会委員の選任状況について確認を行っているところ、消費者の権利・利益を十分代弁し得る人材が実際に委員として登用されているかという視点からの確認も行うこと。</p>	<p>（2）について ・審議会委員の選任に当たって、必要に応じて消費者団体からの委員の選定を各省庁が円滑に行えるよう、団体の名称、所在地、代表者、団体の概要等をまとめた「平成 23 年度消費者団体名簿」を各省庁に配付した。 ・各省庁が消費者団体から委員等を募集する必要がある場合には、消費者庁が運用する消費者団体と消費者庁の情報・意見交換システムを活用して協力することとし、その旨の事務連絡を各省庁に送付した。</p>	<p>検討状況を確認するため、審議会委員の選任状況について、今後、専門調査会の場を活用し、整理した上で提出願いたい。</p>
<p>（3）消費者庁は、消費者の視点に立って、物価担当官会議申合せに基づく所管省庁との協議を的確に行うこと。</p>	<p>（3）について 物価担当官会議申合せ（平成 23 年 3 月 14 日）において、所管省庁が公共料金の認可等をするに当たっては、消費者庁と協議を行うこととしている。 具体的には、消費者庁では、上記の「中間取りまとめ」を踏まえて、先般の東京電力株式会社（以下「東京電力」という。）による電気料金の値上げ認可申請の対応において、経済産業省に対して要請を行い、消費者の参画、公聴会開催、情報提供等の料金決定プロセスにおいて改善が図られた。また、協議に当たっても、「中間取りまとめ」に盛り込まれた考え方が十分に反映されるよう努めた。 研究会では、公共料金の在り方について、多方面にわたり御議論いただき、11 月には最終報告が取りまとめられた。今後、消費者庁では、所管省庁との協議に当たってはこの提言を踏まえ、適切に実施していく予定である。</p>	<p>東京電力による電気料金の値上げ認可申請において、消費者の電気料金の決定過程への参画の状況、情報提供の状況を経済産業省に確認し、適切に協議を行ったことは評価されることである。 この貴重な知見を活かし、協議に関する手続き規定（必要に応じた消費者団体等から意見聴取を含む）の整備状況について、今後、専門調査会の場を活用し、整理した上で報告願いたい。</p>

<p>(4) 消費者庁は、消費者委員会と連携して、従前物価安定政策会議において整理された課題のほか、公共料金に関する最近の議論の状況と技術革新の状況等も踏まえ、消費者、学識経験者、事業者、所管省庁等から幅広く意見を聴取する等の方法により、以下の課題について検討を行うこと。</p>		
<p>ア 情報提供すべき情報の範囲と方法</p>	<p>(ア)について 研究会では、以下の提言がなされた。 料金の改定手続等に当たって、事業者から提供されるべき情報には、規制当局や実際に手続に参画する消費者が適切に内容を評価できるよう、事業者の部門別・サービス種類別のセグメント情報、子会社・関連会社との取引、連結会計情報が含まれるべきであること、事業者は、ホームページで情報提供を行っているケースが多いが、個々の消費者における情報アクセス能力の格差への対応も重要な課題とし、アクセスが困難な消費者（例えば高齢者や障害者）に対する適切な情報提供が求められること、必要に応じ規制当局、消費者庁等は公共料金に関する相談窓口を設置することを検討すべきこと、消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、提供すべき情報の範囲と方法について検討していく。 なお、消費者庁では、「中間取りまとめ」を踏まえて、先般の東京電力の値上げ認可申請の対応において、経済産業省に対して、新料金体系への移行に向けた情報提供の実施状況等を確認させ、また、フォローアップ審査の実施により継続的に料金の妥当性を点検させるべきである旨意見し、経済産業省から適切な情報開示の在り方を検討、実施するとの回答を得た。</p>	<p>検討状況を確認するため、情報提供すべき情報の範囲と方法について、今後、専門調査会の場を活用し、整理した上で提出願いたい。</p>
<p>イ 消費者（利用者）の意見を反映させるための方策</p>	<p>(イ)について 研究会では、消費者の参画が実質的に図られるようにするため、以下の提言がなされた。 原則として公聴会を開催すること。あるいは一定の場合には、消費者の求めに応じ公聴会を開催すること。また、開催回数や場所に十分に配慮し、審議を公開すること、公聴会等において、事前に十分な検討ができるよう、関連資料の提供に時間的余裕をもって行うこと、参加者への通知に時間的余裕をもって行うこと、公聴会等において、質疑応答の機会を設けること。また、事業者が出席し、参加者の求めに応じ必要な情報をタイムリーに提供すること、また、消費者基本計画において、公共料金等の決定過程で開催される公聴会や審議会における消費者参画の実質的な確保を具体的施策として掲げている。 先般の東京電力の値上げ認可申請にかかる経済産業省の対応においても、消費者参画の実施がなされているところだが、消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、消費者の意見を反映させるための方策を検討していく。</p>	<p>建議事項1(2)と同様。</p>
<p>ウ 公共料金について消費者の視点からチェックするための第三者機関設置の必要性</p>	<p>(ウ)について 消費者庁では、公共料金の効率的かつ効果的な検証のため、消費者委員会と一体的に運営できる体制について検討を進め、今般、消費者委員会の下に公共料金等専門調査会が設置されることとなった。建議の指摘どおり、消費者の視点からチェックするための活発な調査審議が行われることを期待する。 消費者庁としても、同調査会の調査審議に協力しつつ、外部有識者の専門的な知見も一層活用することにより、公共料金を効率的かつ効果的に検証していく。 また、研究会では、公共料金を消費者の視点からチェックするため、同種又は類似のサービスに関する事業者間・地域間の比較対照情報について、情報提供を進めるべきとし、これを通じて消費者の理解を得るように努めるべきと提言がなされた。 この提言等を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、消費者の視点からのチェックの在り方について、検討に取り組んでいく予定である。</p>	<p>公共料金問題に関しては、11月13日の消費者委員会で専門調査会が設置され、今後は、この場を活用し、消費者庁の協力も得て、調査審議を行っていくこととしている。</p>

<p>エ デフレ時代に見合った料金水準への「値下げ」を求めることができる仕組みのあり方(例えば、第三者機関からの「値下げ」の要請や消費者団体等からの「値下げ」の求め等の仕組み)</p>	<p>(エ)について 研究会では、料金の事後的・継続的検証の実施のため、事業者及び規制当局は、事後的検証にも資するよう料金改定時の認可申請書類等料金の算定のもとになったデータを原則として全て公開すべきとし、また、事後的な検証の過程においても、消費者の参画を可能とする手続上の工夫がなされるべきであると提言がなされた。 また、消費者基本計画において、据置きが続いている公共料金等を含め料金の妥当性を継続的に検証する具体的方法の検討と実施を具体的施策として掲げている。 消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として取り組んでいく予定である。 また、上記アと同様、先般の東京電力の値上げ認可申請に係る経済産業省との協議においては、新料金体系への移行に向けた情報提供の実施状況等を確認し、また、事後の適切な情報開示等について意見し、経済産業省から適切な情報開示の在り方を検討、実施するとの回答を得た。</p>	<p>検討状況を確認するため、今後、専門調査会の場合を活用し、公共料金等を所管する省庁の公共料金等変更命令の根拠となる法令の該当条文の一覧を、最新のものに整理したうえで提出願いたい。また、公共料金等変更命令を発動する要件について、公共料金等を所管する省庁の整備状況について報告願いたい。</p>
<p>オ 公共料金の審査等における原価の査定が厳正に行われるような仕組みのあり方</p>	<p>(オ)について 研究会では、規制当局は、事情に応じて原価として認める費用やその水準に関する基準(「審査要領」等)を作成・公表し、ルールの明確化、透明性を図るべきと提言がなされた。 消費者庁では、この提言を踏まえ、消費者委員会及び所管省庁と連携し、消費者基本計画の実施の一環として、公共料金の審査等における原価の査定が厳正に行われる仕組みを検討していく。</p>	<p>検討状況を確認するため、今後、専門調査会の場合を活用し、公共料金等を所管する省庁の審査要領の策定状況を報告願いたい。</p>

「地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議」実施状況報告において説明願いたい事項

(注：◎は重点的にご説明いただきたい事項)

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）	実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）	説明願いたい事項
<p>(1) 国による地方に対するこれまでの支援策に係る検証・評価</p> <p>地方消費者行政への支援策をより効果的なものとするためには、PDCA サイクルを実践することが不可欠である。集中育成・強化期間終了後の新たな支援策（Act）を策定するためには、同期間中における支援策の検証・評価（Check）が極めて重要となる。「指針」において大まかな検証・評価は行われてはいるが、アウトカム（成果）指標や自治体間における指標の格差に関する定量的な分析、自治体へのヒアリング結果等の定性的な分析も含めたより詳細な検証・評価を早急に行い、国が重点的に支援を行う必要のある地域やその直面する課題等を明らかにした上で、可能な限りその結果を公表すべきである。</p>	<p>(消費者庁)</p> <p>自治体における消費者行政予算や消費生活相談員の配置、消費者啓発事業等の各事業の実施状況等、地方消費者行政の現況を定点観測するため、「地方消費者行政の現況調査」（以下「現況調査」という。）を実施し、公表している。また、毎年度、各都道府県から提出される地方消費者行政活性化基金（以下「基金」という。）の事業計画や実績報告等から、基金の活用状況を把握している。</p> <p>また、地方消費者行政ブロック会議（全国 6 か所（平成 24 年度））の開催や、センター所長会議（全国 7 か所（平成 24 年度））や各都道府県が主催する管内市町村会議などへの出席のほか、職員が積極的に各地域に足を運び（平成 23 年度において消費者庁職員による「現場」との意見交換を 189 回実施）、自治体の消費者行政担当者やセンター長・消費生活相談員と意見交換を行っている。さらには、地方消費者グループ・フォーラムを全国 8 か所（平成 24 年度）で開催し、地域で消費者問題に取り組む消費者団体等との意見交換の場を設けている。こうした意見交換の結果、得られた情報については、「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（以下「指針」という。）の事例集で、取組内容だけでなく、今後に向けた課題についても具体的に記載している。</p> <p>こうした定量・定性の両面から、地方消費者行政の現状を把握、分析し、今後の地方消費者行政の充実・強化に向けた支援策の企画・立案を行っている。特に、平成 25 年度当初予算の要求に向けて、基金の効果を検証し、今後に向けては、地方消費者行政の①身近な消費生活相談体制の下支えと②地域の消費者問題解決力の向上を支援することが課題であるとの結論に至り、要求を行った。また、同要求に当たっては、アウトプットの指標としては、基礎的自治体による消費生活相談体制の人口カバー率を 100%（99.0%（平成 24 年 4 月 1 日現在））とすること、アウトカムの指標としては、消費者被害に遭った人のうち、「どこに相談すればよいのかわからなかった」「相談する適切な相手がいなかった」人の割合（消費者庁「消費生活に関する意識調査」23 年度調査結果：18.8%）の減少を掲げている。</p> <p>引き続き、平成 26 年度以降の財政支援の在り方について検討を行う必要がある。この検討に当たっては、現況調査や自治体との意見交換等を踏まえながら進めていきたい。</p>	<p>◎これまでの基金等を通じた支援策では必ずしも十分に対応できなかった事項や、今後の支援策を講じるに当たってより改善・強化を図るべき課題についてどのように考えているのか、現況調査の分析や自治体との意見交換の結果等を交えつつ、より詳しく説明願います。</p> <p>○これまで支援策の検証・評価結果や策定時以降の情勢変化等を踏まえ、指針の内容についてどのような見直しを行うことが必要と考えているのかを説明願います。</p>

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）

（2）活性化基金で新設・増設した相談体制維持のための財政支援等

活性化基金を活用して新たに消費生活相談体制を立ち上げた地方自治体を中心に、活性化基金終了後における体制維持のために必要な予算確保の見通しが立っていないところが多いと考えられる。活性化基金終了後の新たな局面へのソフトランディングを図るため、自主財源確保が困難な自治体が行う基礎的な取組を下支えするための最低限の財政支援については確実に措置するとともに、自立に向けた道筋がつくまでの当面の間においてはそれを継続すべきである。

また、厳しい財政状況の下での相談体制の維持や、より効果的な取組を行うための体制整備を目的として、広域連携や「よろず相談窓口」化などを模索する自治体が増えると考えられる。このため、先進事例の発掘・紹介などの情報提供をさらに強化するとともに、これらの取組を円滑化するための財政支援や制度的措置を講ずることにより、自治体における自助努力を積極的に促し、これを後押しすべきである。

実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）

（消費者庁）

① 相談体制維持のための財政支援について

平成 25 年度における財政支援については、平成 24 年度補正予算において、基金を平成 25 年度末まで延長可能とし、60.2 億円の上積みを行った。これまで充実・強化されてきた取組が後退しないよう、今後も積極的に取り組む自治体を下支えし、迅速な被害回復を図るとともに、地域の消費者問題に関する取組活性化により被害の未然防止・拡大防止を図ることが重要な課題だと認識しており、平成 26 年度以降の財政支援について、引き続き検討をしていく。

また、「地方消費者行政に対する国の財政措置の活用期間に関する一般準則」（平成 25 年 2 月 27 日付け消地協第 25 号。以下「一般準則」という。）を、消費者庁長官通知として制定したところである。この一般準則は、平成 26 年度以降についても視野に入れ、基金等の個別事業ごとの活用期間に関するルールを定めるものである。

この一般準則は、消費者庁として、各自治体の消費者行政体制が定着するまでは、継続的な支援が必要であるとの認識を明示するものである。また、この一般準則は、自治体に対して長期的な体制整備のロードマップを示すものでもある。各自治体において、一般準則に示された期間を踏まえつつ、円滑かつ計画的に、自主財源に移行する道筋を付けていただくよう促していくことを目的としている。

② 広域連携等について

平成 21 年 7 月 1 日付け府国生第 703 号内閣府国民生活局長通知別紙「地方消費者行政活性化基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）を、平成 25 年 2 月 26 日に改正した。この改正により、広域連携による消費生活相談体制の整備を図るため、従来、広域連携による消費生活相談体制整備について基金が活用できるのは、消費生活センターの新設・拡充のみであったが、消費生活センターを含む消費生活相談窓口の新設・増設・拡充に対象を拡大した。あわせて、広域連携の枠組みにより消費生活相談体制整備をしている事例が周辺にない自治体を支援するため、先事例調査に要する謝金及び旅費についても、基金の活用が可能であることを明示した。また、広域連携やよろず相談窓口の事例については、平成 24 年 7 月に取りまとめた「指針」では、事例集で、先進事例として取り上げる（広域連携は 13 事例、よろず相談窓口は 2 事例）など、情報提供を行っている。今後も引き続き、事例提供などにより、自治体による広域連携等の取組を支援していく。

説明願いたい事項

○①一般準則に基づき自治体の自主財源確保に向けた道筋をどのようにつけていくのか、②一般準則で示された国の財政措置の活用期間をもってしても、十分な自主財源を確保できない自治体が残る場合にどのように対応するのか、を説明願います。

○①広域連携や「よろず相談窓口」を実施している自治体、あるいはこれから実施しようとしている自治体では実務上どのようなことが制約や課題になっているのか、②これらを改善するために国や都道府県がそれぞれどのような支援を行うのか、について説明願います。

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）

(3)地方消費者行政に係る国からの財政負担の在り方の検討(消費者庁、関係省庁)

消費者庁の設置以降、消費生活センター・相談窓口の設立・運営、PIO-NET の追加配備に伴う相談内容・結果等の精査と入力、消費者安全法に基づく消費者事故等の国への通知、広域的に活動する悪質事業者への法執行等、法定受託事務的な要素が強い業務に係る地方自治体の負担が増加している。これに対して、地方交付税措置の拡充による一定の手当てが講じられているが、実際にはこれに対応した予算・人員の配分が行われていないことから、各自治体の消費者行政部局において、慢性的な繁忙化や機能低下といった問題が生じている。

このような状況を是正し、地方において持続的に消費者行政を展開する上で基礎を確立するため、自治体が主に国の政策的要請に基づいて行っている業務に係る負担の実態を把握した上で、これらの業務の遂行に要する財源をより確実に消費者行政担当部局へ配分するために必要な国からの財政負担の在り方について、地方財政法第 10 条に規定する国庫負担金や同法第 16 条に規定する裁量的な補助金等を含めて幅広く検討を行い、必要な措置を講じるべきである。

実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）

(消費者庁)

消費生活センター・相談窓口の設立・運営をはじめ、上記(3)に列挙されている事務については、自治事務である地方消費者行政そのものである。

地方消費者行政については、消費生活の「現場」である自治体の主体的な判断の下でその具体的な内容を決定し、充実・強化のための人員と予算を確保し、体制整備や事業を推進していくことが基本である。しかし、現状では、各自治体において地方消費者行政に必要な自主財源の確保に向けた努力が行われているものの、いまだ必要な財政措置がされている状況ではないことから、「集中育成・強化期間」で整備された地方消費者行政体制を維持・充実していくため、平成 24 年度補正予算において 60.2 億円の基金の上積み措置している。

地方交付税措置については、消費生活相談員の人件費を含めた消費者行政に必要な財源を確保し、自治体の取組を支援するため、消費者行政に係る基準財政需要を平成 21 年度に総額 90 億円から約 180 億円に倍増し、23 年度にはさらに約 225 億円に増額した（うち、相談員の報酬単価については平成 21 年度に年間 150 万円から約 300 万円に倍増）。このほか、法執行に係る地方交付税措置も措置済みである。

これらの措置を踏まえると、地方財政法第 10 条による措置を行うことは困難と考えられ、想定していないが、引き続き、地方消費者行政を最も効果的に下支えできるような財政支援の在り方について検討してまいりたい。

説明願いたい事項

◎多くの自治体において左記のような業務は主に国の政策的要請に基づき行っていると認識されていることや、消費者庁発足以降、これらに係る自治体の業務負担が大幅に増加している実態についてどのように認識しているのかについて説明願います。

◎仮に国からの義務的な経費負担が困難であるとしても、「どこに住んでいても消費生活相談を受けられる体制づくり」という「ナショナル・ミニマム」を維持するためには、地方消費者行政を、「特定の施策を行うために特別の必要がある場合（地方財政法第 16 条）」と位置付けて、特に財政基盤の弱い小規模自治体を中心に、国から一定の財政支援を継続することが必要と考えられるが、消費者庁としての考え方を説明願います。

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）

（4）消費生活相談員の雇止め・処遇改善等

消費生活センター・相談窓口の現場を担う消費生活相談員には専門知識や経験の蓄積等が求められるにも関わらず、そのほとんどが臨時・非常勤職員として任用されている。相談員の専門性が高まったところで雇止めとなれば、相談員や地方自治体、地域住民のそれぞれにとって大きな損失となる。雇止めの抑止に向けて、消費生活相談員について一律に任用回数の制限を設けることは適切ではないことについて、自治体に対する周知を徹底すべきである。また、雇用期間・処遇面での改善を図るための選択肢の一つとして、消費生活相談員が「任期付短時間勤務職員制度」の対象となり得ることを明確化するとともに、専門性を要する消費生活相談員の雇止めを抑止し、適切に処遇するためのより柔軟な専門職任用制度の在り方について、検討を深めるべきである。また、消費生活相談員の専門職としての評価を高めるための資格制度やその法的な位置づけの在り方についても、早期に成案を得るべきである。

なお、消費生活相談業務の民間委託や指定管理者制度の導入については、その業務特性や住民に対するサービス水準への影響等を十分に検証した上で判断されるべきである。

実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）

（消費者庁）

① 消費生活相談員の雇止めについて

消費者庁では、消費生活相談員の専門性やその果たしている重要な役割に鑑み、各自治体において、再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用を行うよう、これまで消費者庁長官名で自治体の首長宛に合計 3 回通知を発出し、見直しを求めている。

また、総務省と協議を行い、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないこと、については総務省とも認識を共有していることを、2 回目の通知である「消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて（依頼）」（平成 24 年 8 月 28 日付け消地協第 107 号）以降、明記している。

さらに、先日自治体向けに発出した一般準則では、雇止めを行っている自治体の場合は、基金の活性化事業のメニューのうち、「4. 消費生活相談体制整備事業」（消費生活相談員等の配置・処遇改善）、「2. 消費生活相談員養成事業」、「3. 消費生活相談員等レベルアップ事業」（消費生活相談員等の研修への派遣や研修の開催）について、基金等の活用期間を原則である 7 年（小規模市町村については 9 年）から、2 年短縮することとし、自治体の取組を促している。

今後も雇止めがなくなるまで、雇止めの見直しに関する通知については発出し続ける等、引き続き取組の徹底に努める。

② 消費生活相談員の法的位置付けの明確化等について

現状では、消費生活相談に従事する者の資格が、どのような要件及び手続により付与されるかは、法令上規定されていない。このような現況に鑑み、消費者庁において、平成 23 年 10 月より「消費生活相談員資格の法的位置付けの明確化等に関する検討会」を開催し、消費生活相談員資格を明確に法律に位置づける必要性、資格付与の要件・手続、及び「消費生活相談員」職の法的位置付け等これらと併せて措置すべき事項について検討し、昨年 8 月に中間取りまとめを行った。

引き続き、消費生活相談業務の一層の質の向上と体制の整備を図る観点から、相談員資格の法律への位置付け等の具体化に向けて必要な事項について、関係者の意見も聴きながら検討していく。

③ 消費生活相談業務の民間委託、指定管理者制度について

消費生活相談業務の民間委託や指定管理者制度の導入については、受託者が消費生活相談業務に関する実績のある者であれば、質の確保された消

説明願いたい事項

◎①これまで自治体への働きかけを行った結果として、どの程度の自治体が雇止めの見直しを行ったのか、②自治体への働きかけを行う上でどのような点が決め手となり、どのような点が制約となっているのか、③より効果的な要請を行う上で総務省に対してどのようなことを期待するのか、について説明願います。

○自治体の首長宛てに文書を発出しても、消費者行政担当部局に転送されてしまい、首長や人事・財政当局の目に直接触れることは少ないとの指摘もあるが、より効果的な要請を行うためにはどのような工夫が必要であると考えているかについて説明願います。

◎①検討会の中間取りまとめを行った以降の検討状況や今後の予定等について説明いただくとともに、②仮に速やかな実現を阻んでいる要因があるとすれば、それがどのようなものであるのかについて説明願います。

	<p>費生活相談対応の実現などのメリットがある一方で、入札により受託者を決定するため同一の者が継続して受託できない可能性などのデメリットもある。</p> <p>民間委託を行うかどうかについては、そのメリットとデメリットを考慮した上で自治体において判断していただくことになるが、消費者庁として、相談業務の質が担保されるように十分に配慮いただくことが必要であると考えている。</p> <p>なお、消費者庁長官から各自治体の首長宛に発出した「消費生活相談員の雇止めの見直しについて（依頼）」（平成24年8月28日付け消地協第107号）及び「消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて（依頼）」（平成25年2月27日付け消地協第26号）においては、こうした観点から、自治体が消費生活相談員を直接任用していない場合にも、直接任用している場合と同様、消費生活相談員がその果たしている役割に見合う処遇を受けられるよう要請している。</p> <p>（総務省）</p> <p>① 消費生活相談員に一律に任用回数の制限を設けることは適切ではないことについて、自治体に対する周知を徹底すること</p> <p>総務省としては、①実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、②任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないこと、について消費者庁と認識を共有している。</p> <p>消費者庁が「地方消費者行政の充実・強化のための指針」（平成24年7月）を地方公共団体に送付した際に添付された内閣府特命担当大臣（消費者）名のメッセージについて、総務省の下記会議において臨時・非常勤職員に関する対応を説明する際に、同メッセージに留意するよう呼びかけている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国人事委員会事務局長会議（平成24年8月28日） ・全国人事担当課長・市町村担当課長会議（平成24年8月29日） ・全国都道府県財政課長・市町村担当課長合同会議（平成25年3月4日） <p>② 消費生活相談員が「任期付短時間勤務制度」の対象となり得ることを明確化すること</p> <p>任期付短時間勤務制度については、総務省で毎年運用状況に関する調査を行っており、その調査結果を地方公務員月報（総務省自治行政局公務員部公務員課編）において公表しているところである。</p> <p>任期付短時間勤務制度の活用を促すため、各地方公共団体における任期付短時間勤務職員の採用事例も公表しており、平成24年10月号の地方公務員月報で公表した調査結果において、消費生活相談員についても</p>	<p>○①民間委託や指定管理者制度を導入した自治体における相談・啓発業務の質（特にあっせん力）や相談員の処遇の状況について、消費者庁としてどのように把握し、どのように評価しているのか、②仮に相談・啓発業務の質や相談員の処遇が著しく悪化するような事例が出てきた場合に、消費者庁としてどのような対応をとるつもりであるのか、について説明願います。</p> <p>○①左記のような認識について、総務省としても消費者庁との連名等により文書を発出する予定はないのか、また、②継続的に自治体への周知を行うために、非常勤職員に係る法令の解説・コンメンタールや制度運用についてのガイドライン等にその旨を明記する予定はないのか、について説明願います。</p> <p>○①運用状況の調査結果のポイントや採用事例の概要について説明いただくとともに、②消費生活相談員が同制度の対象として採用される事例が少ないことの要因としてどのようなことが考えられるのか、③採用事例を増やすために左記の事実について自治体に対してより積極的に周知を図る予定がないのか、について説明願います。</p>
--	--	---

	<p>任期付短時間勤務職員の採用事例として紹介している。</p> <p>また、平成 24 年 5 月号の地方公務員月報の「任期付短時間勤務職員の活用について」という記事の中で、任期付短時間勤務制度を充てるポイントとなる要素や留意点を明らかにしている。</p> <p>③ より柔軟な専門職任用制度の在り方について検討を深めること</p> <p>総務省では、これまでも地方公共団体の臨時・非常勤職員の問題について実態調査や検討会での検討を行い、その任用の適正化や処遇改善等に向けて対応を行ってきている。</p> <p>今般、改めて臨時・非常勤職員の実態を把握するため、全地方公共団体の臨時・非常勤職員の実態調査を行い、現在調査結果を集計しているところ。</p> <p>今後、実態調査の結果を踏まえ、議論をしていく予定。</p>	<p>○実態調査についてはどのような事項について調査を行い、いつまでに公表するのかについて説明願います（なお、現時点で明らかにできる内容があれば、あわせて説明願います）。</p> <p>○いつまでに、どのような論点について議論を行うのかを、より具体的に説明願います。</p>
--	---	---

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）

（5）地方消費者行政に係る自主財源・人員確保等に向けた働きかけ

地方消費者行政の充実・強化を図るために、地方交付税措置が大幅に拡充されたにも関わらず、その位置づけや政策的重要性に関する認識が十分に浸透していないことから、地方自治体においてそれに対応した自主財源や担当職員が配分されていない。自治体における予算編成や人員配置においては首長によるリーダーシップや議会の後押しが重要であることから、国から自治体の首長等に対して、地方消費者行政の位置づけや政策的重要性について改めて理解を求めるとともに、自主財源・人員の確保に向けた働きかけをさらに強化すべきである。

あわせて、警察・消防・福祉・教育など自治体の関連部局間における横断的連携体制の強化等を通じて、消費者行政を総合的かつ効果的に推進することについても引き続き要請を行うべきである。

実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）

（消費者庁）

① 地方消費者行政に係る自主財源・人員確保に向けた働きかけ

自治体における予算編成や担当職員の配置等においては、首長によるリーダーシップや自治体全体における地方消費者行政の政策的重要性の認識が大きな影響を持つことから、指針においても、「首長のリーダーシップと消費者行政に対する自治体全体の認識深化」を自治体に期待することの1つとして掲げ、自治体に対して働きかけを行っている。また、消費者庁長官が各自治体に赴く際には、可能な限り自治体の首長に面会し、地方消費者行政の重要性を訴えかけている（平成 24 年 9 月以降 13 回）。

さらに、一般準則では、事業ごとの基金等の活用期間を定めているが、特例として、自治体独自の取組として基金等を活用して整備した体制を維持又は更に強化することを毎年度表明した場合には、基金等活用期間を2年延長することとしている。これにより、自治体に対して首長の地方消費者行政への認識を深化させることの重要性を一層明確にするとともに、その動機付けを行っている。

② 自治体における横断的連携体制の強化

消費者問題は分野横断的であり、幅広い連携体制の整備が不可欠であるという認識の下に、指針において、各自治体が首長をトップとして関係部署で構成する推進本部を設置する等、消費者行政を強力に推進するための体制の構築を自治体に期待することとして記載している。自治体に対しては、事例を取り上げる等しながら、引き続き要請を行う。

また、運営要領を改正し、消費者行政担当職員に限らず、消費者問題への関心を喚起するための研修・講習等（庁内職員向け研修を含む。）の開催等についても、基金の対象事業となることを明記し、活用を促している。

説明願いたい事項

○一般準則の特例措置に加えて、自治体の消費者行政担当部局が予算・定員要求を行うための材料提供を行うため、地方自治の本旨に留意した上で、人口や相談需要等に応じた消費者行政の体制整備についての「目安」や消費者行政に対する基準財政需要と実際の予算措置状況などの情報を積極的に発信していくことも有効ではないかと考えられるが、消費者庁としての考え方について説明願います。

○①自治体における分野横断的な連携体制を強化する上で、実務上どのようなことが制約や課題になっているのか、②これらを改善するために国や都道府県がそれぞれどのような支援を行うのか、について説明願います。

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）	実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）	説明願いたい事項
<p>（6）消費生活センター・相談窓口機能における自治体間格差の是正</p> <p>開設間もなく、体制整備が不十分な消費生活センター・相談窓口等においては、相談の受付日数や処理能力等の面で制約があることから、支援・バックアップ体制をさらに改善・強化すべきである。また、消費生活相談員資格を有する相談員の配置には自治体間において大きな格差が存在することから、同資格をより取得しやすくするための措置を講じるべきである。</p> <p>なお、東日本大震災・原発事故の被災地においては、被災者の生活支援、震災にまつわる悪質商法の排除、放射性物質に係るリスクコミュニケーション等、消費者相談へのニーズが高まっているにも関わらず、自治体機能の制約により十分な対応が行えない場合もあることから、財政・人員面での支援を含め、格別の配慮がなされるべきである。</p>	<p>（消費者庁）</p> <p>① 消費生活センター等における自治体間格差の是正</p> <p>従来から、都道府県や市町村が消費生活相談員等を対象とした研修を開催する場合や、消費生活相談員等を各種の研修に派遣する場合等に、基金の活用を可能とするとともに、消費生活相談対応の質の確保・向上のためには、消費生活相談員等のレベルアップに積極的に取り組むよう、指針等により働きかけてきた。加えて、基金では消費生活相談員等の人件費についても活用を可能とし、消費者の身近なところで、専門的な消費生活相談対応を受けられる体制整備を後押ししてきた。また、相談員資格保有者が少ない地域においても資格保有者を増やすことができるよう、相談員養成のための事業（養成講座の開講等）についても基金が活用できるようになっている。</p> <p>さらに、国民生活センターにおいて、実務経験豊富な消費生活相談員が、主として、小規模な消費生活センターや消費生活センターが設置されていない市町村等の相談窓口を定期的に巡回し、そこに勤務する相談員や担当自治体職員に対して、相談への対応や困難事案の解決等に関して直接助言等を行う「消費生活相談専門家による巡回訪問事業」を実施してきた。</p> <p>基金については、平成 24 年度補正予算成立をうけて運営要領を改正したが、質の高い相談体制の構築には消費生活相談員の養成・レベルアップが不可欠であることに鑑み、これらの事業については、引き続き基金の活用を可能としている。</p> <p>国民生活センターは、平成 25 年度から、都道府県が実施する「市町村に対する巡回訪問」に対して、巡回訪問の質の向上を図るとともに、都道府県の円滑な運営への支援を行う「地域消費生活相談支援事業」を開始する予定である。</p> <p>② 被災地における消費者相談へのニーズの高まりへの対応</p> <p>被災地の地方消費者行政に対する財政支援としては、東日本大震災を受けて各都道府県に造成されている基金について、「運営要領の弾力化」を行い、①震災対応の緊急事業への活用を可能とするとともに、被災 4 県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県）については、②いわゆる「2分の1基準」の緩和、③取り崩し期限の延長（最大平成 25 年度末まで）といった柔軟な運用を可能とした。</p> <p>さらに、震災・原発事故を受けた緊急対応（食品等の放射性物質検査、食の安全性等に関する消費生活相談・啓発等）により、被災 4 県では基金に不足が見込まれるため、平成 24 年度予算において約 3.64 億円の上積みを行っている。平成 25 年度当初予算案においても約 7.29 億円を措置し、引き続き被災地のニーズに対応できるよう、対応を行っているところであ</p>	<p>○①国や国民生活センターからの支援・バックアップを活用して体制整備や相談員のレベルアップが進んだ自治体と十分に進んでいない自治体との間では、取組にどのような違いがあるのか、②成功事例を全国的に波及・展開させていくために消費者庁としてどのようなことに重点を置いて支援を行うのか、について説明願います。</p> <p>○今後の支援策を検討するに当たり、被災地自治体のニーズや要望等をどのように取り込んでいくのか、について説明願います。</p>

	<p>る。</p> <p>また、人的支援としては、被災者の方々の生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築に対する支援を行うため、平成 23 年 5 月より国民生活センターと共同で、地元自治体からの要請等、地元ニーズを踏まえつつ、被災地自治体における相談窓口に分野の専門家を派遣する「東日本大震災による被災地への専門家派遣事業」を実施している。</p> <p>これまでに、岩手県、宮城県、福島県、茨城県の自治体相談窓口（20 自治体 73 か所、うち 5 自治体 5 か所は法テラスとの連携）へ、弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、ファイナンシャル・プランナーを延べ 5,117 人日派遣した（平成 24 年 12 月 31 日までの延べ人日）。</p>	
--	---	--

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）

（7）都道府県における法執行力の強化

悪質商法等への対策を講じるにあたっては、国とあわせて都道府県における法執行を強化することが重要であるが、その実績には各都道府県間で大きなばらつきが見られる。都道府県における法執行の強化に向けて、都道府県の執行権限、執行体制、国や関係自治体との連携、国からの人的・技術的支援等の各面における充実・強化を図るべきである。また、一つの都道府県で処分された悪質業者が他の地域で営業をするといった例が多発していることから、当該都道府県における処分の効果を全国に及ぼすことができるような制度の在り方について検討を行うべきである。

実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）

（消費者庁）

技術面の自治体への支援として、特定商取引法及び景品表示法の執行ノウハウを有する人材の育成のため、都道府県の法執行担当者を対象とした執行初任者研修及び法執行専門研修を年に1回ずつ実施している。このほか、特定商取引法の処分実績の少ない県に対しては、経済産業局等が立入検査に立ち会うなどにより、都道府県担当者に法執行ノウハウの伝授を行っている。平成 25 年度に、高齢消費者の二次被害防止モデル事業を実施し、協力者の自宅に通話録音装置を一定期間設置し、装置により取得した悪質商法と疑われる録音データを定期的に回収し、この情報を分析し、手口公表・行政処分等の法執行につながるか、コスト、効果、課題を検証する。

また、国民生活センターや経済産業局などの関係機関と連携して、政策や法執行などに関する情報を自治体と共有するため、「消費者行政ブロック会議」を全国 6 ブロックで開催している。

さらに、景品表示法については、公正取引委員会地方事務所・都道府県等とのブロック別連絡会議を開催し、執行機関間における連携強化による有効な執行体制の拡充を図ったほか、更なる連携強化に向けて、景品表示法執行 NET システムの構築を行い、景品表示法の違反被疑調査情報や事業者からの事前相談情報等について、消費者庁、公正取引委員会地方事務所、都道府県等の間で情報共有を図っている。

このほか、特定商取引法に関しては、消費者庁と都道府県による特定商取引法執行ネットを活用して、既存の執行事案についての情報を共有するとともに、執行の際に必要な解釈事例についても情報共有を図るほか、特定商取引法違反により、一つの都道府県で処分された後、別の都道府県で営業を行い、同様の違法行為を繰り返す事業者に対しては、国（消費者庁及び各経済産業局）が責任をもって法に基づき厳正な対応を図っている。

食品表示については、関係機関相互の情報共有を図り、不適正な食品表示を行う事業者に対する処分等の対応をとるため、都道府県の関係機関と国の地方機関で構成する「食品表示監視協議会」を 47 都道府県に設置している。こうした地方における対応が円滑に実施されるよう、関係省庁の間で「食品表示連絡会議」を設置して、不適正な食品表示に関する監視強化を進めている。

消費者安全法では、同法上の報告徴収・立入調査等の権限を、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村長の同意に基づき委任することができるとしている。

現在、生命・身体事案のうち重大事故等で、かつ、すき間事案である場合の調査権限について同意した 39 の地方公共団体に委任しているところ、

説明願いたい事項

○①法執行を行う必要があるのにも関わらず執行実績が低い自治体では特にどのような点が制約になっているのか、②これを補完するために国がどのような支援を行うことが効果的なのかについて、具体的な事例も交えつつ説明願います。

	<p>消費者安全法の一部を改正する法律第2条（行政措置関係）の施行（平成25年4月1日）により、消費者の財産被害に係るすき間事案にも行政措置（事業者に対する勧告及び命令）が導入されるのを機に、自治体に委任する権限の範囲を従来の「生命・身体事案のうち重大事故等で、かつ、すき間事案」から「生命・身体事案及び財産事案の消費者事故等」に拡大することとし、より多くの自治体に委任権限を活用してもらうべく、自治体の要望に応じて説明会を開催するなど、積極的な働きかけを行っている。</p> <p>今後、必要な手続を経て、消費者安全法の一部を改正する法律の施行に併せて告示を改正し、権限の委任の範囲を拡大する予定。</p>	
--	--	--

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）	実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）	説明願いたい事項
<p>（8）消費者行政担当職員・消費生活相談員のレベルアップのための研修の強化</p> <p>地方自治体における消費者行政担当職員や消費生活相談員の専門能力・意識の向上を図るためには、国民生活センター等が開催する研修への参加が有効であることから、現場のニーズを踏まえ、多様な研修プログラムを提供することが重要である。その際、研修参加のための出張費用の確保が年々厳しくなっているとの現場の声を踏まえ、できるだけ地方における開催機会を増やすとともに、多様な研修手法を提供するため、地域の消費者団体や大学との連携やe-ラーニング等の活用も検討すべきである。</p>	<p>（消費者庁）</p> <p>消費生活相談員を含む消費者行政担当職員のレベルアップを図るため、研修への派遣や、研修を開催するための経費について、基金を活用することが可能である。</p> <p>また、国民生活センターでは、消費生活相談員及び行政職員向けを中心とした研修を全国で実施しており、このうち、6割超を地方にて開催している。また、新たな研修方法として、職場や自宅でも講座が視聴できる「オンデマンド配信」など、インターネットを活用した遠隔研修を試行している。それらの結果を踏まえ、研修の開催地や研修方法については、より参加しやすくなるよう一層の工夫を重ね、引き続き努力していく。</p>	<p>○①相談員の実務的研修のモデルとなる事例としてどのようなものがあるか、また、②研修を行ったことによる成果をどのように把握し、どのように今後の改善につなげているのかを説明願います。</p> <p>○行政職員向け研修が不足しているとの指摘があるが、その充実に向けた取組について説明願います。</p> <p>○自治体間で研修参加の積極度に格差がある現状についてどのように認識し、どのような対策を講じているのかについて説明願います。</p>
<p>（9）基本マニュアル・相談事例集等の体系的整備・更新と自治体への提供</p> <p>消費生活相談員や消費者行政担当職員が、消費生活相談や法執行能力を向上するためには研修に参加することが有効であるが、地方の消費者行政・相談窓口の業務運営において共通する基本的事項や全国的に多発している消費者被害への対処方法等については、国レベルで「基本マニュアル」や「相談事例集」等を体系的に整備・更新し、定期的に各地方自治体に提供することによってもある程度代替が可能であると考えられる。特に、立ち上げ間もない自治体においては、このような基礎的資料を提供することによる効果は高いと考えられることから、国や国民生活センターにおいて、その内容や実施方法等について検討を行うべきである。</p>	<p>（消費者庁）</p> <p>消費者庁では、国民生活センターと連携して基礎的な消費生活相談対応マニュアル（以下「マニュアル」という。）を公益社団法人全国消費生活相談員協会に委託し、作成した。</p> <p>マニュアルの構成は以下のとおりであり、消費生活相談窓口や消費生活センターに従事する消費生活相談員や消費者行政担当の行政職員が、消費生活相談対応を行うにあたり、的確な対応・処理を行うための一助となることを期待している。</p> <p>①消費生活相談業務を担うに当たっての心構えや留意点、よくある疑問に対する回答</p> <p>②消費生活相談対応事例（100事例）</p> <p>③資料集</p> <p>今後、全国の自治体の消費者行政担当課及び消費生活相談員に提供するほか、国民生活センターが運営する「消費者行政フォーラム」に掲載する予定である。</p>	<p>○基本マニュアルや相談事例集等については、今後、新たな相談事例の蓄積や消費生活相談員・消費者行政担当職員からのフィードバック等を踏まえて、継続的に更新・拡充して行くことが有効と考えられるが、今後の取組方針について説明願います。</p>

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）

(10) 消費者教育・啓発の推進

学習指導要領への消費者教育の導入、消費者教育推進法の国会審議等の動きを踏まえ、消費者庁や文部科学省等の連携の下、学校・地域等における消費者教育を推進するための地方自治体の取組に対する支援を強化するべきである。

また、消費生活センター・相談窓口の周知や全国的な問題に対する消費者啓発等、国レベルで一元的に実施した方が効率的かつ効果的な事項については、国や国民生活センターがより積極的に実施するべきである。

実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）

(消費者庁)

① 消費者教育・啓発の推進について

消費者教育の基盤整備として、消費者教育に関する様々な情報を提供するため、消費者教育ポータルサイトにおいて、広い範囲での消費者教育の情報を収集・提供し、内容の一層の充実に努めている。また、自治体において、消費者教育の推進に関する法律に沿った消費者教育・啓発の取組を行う場合にも、基金を活用していただくことができ、自治体向けの説明会等においても、積極的にその旨を伝えている。さらに、今後、同法に基づき「消費者教育の推進に関する基本的な方針」を策定する予定であり、基本方針の策定を踏まえて自治体において努力義務となっている消費者教育推進計画の策定が進むことを期待している。なお、文部科学省とは、引き続き、連携して施策を推進していく。

② 消費生活センター等の周知・全国的な問題の消費者啓発

消費生活センター等の周知については、どこに相談すればよいのかわからない消費者を最寄りの消費生活センター等に案内する「消費者ホットライン」を運用し、消費生活センター等で消費生活相談が受けられることについても併せて周知を図っている。また、国民生活センターのホームページにおいても、全国の消費生活センター等を紹介している。

全国的な消費者問題については、子どもの思わぬ事故を防ぐための注意点や豆知識をメール配信サービス「子ども安全メール from 消費者庁」により配信している。国民生活センターにおいても、勧誘の手口や製品事故に関する情報を提供するため、高齢者・障がい者や、見守る立場の方々向けのメールマガジン「見守り新鮮情報」、子どものいる家庭の保護者、子どもを見守る立場の方々など向けのメールマガジン「子どもサポート情報」を発信しているほか、注目すべき消費者問題のテーマをピックアップし、ホームページに記事としてまとめて掲載することにより周知を図っている。

平成 24 年 5 月 22 日から 6 月 29 日にかけて、深刻な相談が多数寄せられているサクラサイト商法に関する消費者への注意喚起として、消費者庁及び国民生活センターにて「詐欺的“サクラサイト商法”被害撲滅キャンペーン」を実施し、被害撲滅に向けた啓発活動を行った。

さらに、平成 24 年 10 月には、近年増加する高齢者を中心とした消費者トラブルの未然防止・啓発と相談窓口の周知を目的とした「高齢者の消費者トラブル」未然防止キャンペーンを警察庁、金融庁、消費者庁連携の下、政府広報を通じて行った。

引き続き消費生活センター等の周知や全国的な問題に対する消費者啓発等に努める。

説明願いたい事項

○消費者教育推進法に掲げられた消費者市民社会の実現に向けた基本的な考え方について説明願います。

○各地域において消費者教育・啓発を推進するに当たり、各自治体の消費者行政担当部局と教育委員会との間の連携が不十分であることや、推進法により設置の努力義務が課せられている消費者教育推進地域協議会の実効性について懸念する声が聞かれるが、推進法の趣旨に沿ってこれらを有効に機能させるための具体的な方策について説明願います。

○国や国民生活センターが消費者向けの周知や啓発等を行うに当たり、自治体側のニーズや要望等をどのような形で反映しているのか、について説明願います。

建議事項（平成 24 年 7 月 24 日）	実施状況報告（消費者庁・総務省）（平成 25 年 3 月）	説明願いたい事項
<p>(11)消費者団体の育成・支援</p> <p>消費者団体は、消費生活に係る相談案件の掘り起しや丁寧な情報提供等の消費者啓発活動を通じて消費者行政の基盤を支えている。地方消費者行政の充実・強化に向けた取組を推進する上でも、地域の消費者団体が果たす役割は大きいと考えられることから、消費者団体の育成・支援のための取組をさらに強化すべきである。さらにこの一環として、各地域における適格消費者団体の設立や機能強化のための支援を行うべきである。</p>	<p>(消費者庁)</p> <p>地域における消費者問題解決力の向上を図る上で、行政と消費者団体を含む地域の多様な主体との連携が不可欠である。このことから、基金について、平成 24 年度当初予算では、地域の多様な主体と連携した取組を支援するために、5 億円を措置するとともに、運営要領の改正を行い、消費者団体等の活動に対して、自治体が補助を行うための経費についても基金を活用できるようにした。</p> <p>また、地域の消費者団体等が交流する場として、全国 8 つのブロック毎に「地方消費者グループ・フォーラム」を開催し、地域におけるネットワーク構築と活動の活性化を支援している。また、平成 25 年度消費者月間シンポジウムでは、各ブロックからグループ・フォーラム参加団体を集め、事例発表等を行うこととしている。これにより、地域の消費者団体の取組を全国的に共有し、地域の消費者問題解決力の一層の向上を図ることとしている。</p> <p>また、適格消費者団体の設立や活動の支援に関しては、従来から基金の活用が可能であることから、消費者庁として取組例を自治体に示すことにより、自治体の積極的取組を促してきた。さらに、平成 24 年度予算で、消費者団体訴訟制度や適格消費者団体の活動の周知・普及をすべく、全国 5 か所でシンポジウムの開催及び制度に関する質問等に答える窓口の設置を内容とする委託事業を実施している。</p> <p>加えて、平成 25 年度予算案では、シンポジウムの開催と窓口の設置を内容とする委託事業を継続するほか、新規事業として差止請求による成果を活用した普及啓発事業を実施することとしている。同じく平成 25 年度予算案に計上されている「国と地方とのコラボレーションによる先駆的プログラム」（5 億円）では、国から提案した政策テーマに対応した取組を、自治体において実施していただき、その成果を全国的に波及・展開させていくこととしているが、その政策テーマの一つとして、「適格消費者団体設立の促進」を掲げている。これにより、適格消費者団体の設立支援を行い、適格消費者団体の空白地域の解消に向けて取り組んでいく。</p>	<p>○①消費者団体の育成・支援や地方消費者行政との協働の面において、一定の成果を挙げている自治体と不十分な自治体との間では、取組にどのような違いがあるのか、②成功事例を全国的に波及・展開させていくために、消費者庁としてどのようなことに重点を置いて支援を行うのか、について説明願います。</p> <p>◎適格消費者団体の設立や機能強化を後押しするためには、より強力かつ実効的な支援（適格消費者団体の役割や活動等についての一般への周知、団体の設立後に消費者被害の拡大防止・被害者救済を着実にを行うための財政基盤の構築等）が必要と考えられるが、具体的な取組方針について説明願います。</p>

「消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議」実施状況報告において説明願いたい事項

建議事項（平成 25 年 2 月 12 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 25 年 8 月）	説明願いたい事項
<p>（１）行政機関を通じての情報周知の方策 【建議事項】</p> <p>消費者庁は、消費者安全法により事故情報が通知、収集される行政機関を通じたルートについて、情報発信のルートとしても活用できるよう、双方向の流れとする体制を整備し、広く多様なルートを活用するための検討を行うこと。</p>	<p>消費者庁では、注意喚起等の情報提供を行う際、地方自治体の消費者行政部署を通じ関係部署等への展開を要請している。また、具体的な製品等に係る情報発信については、それぞれの事案に関連する団体等を通じて、情報が届けられるよう取り組んでいる。今後も事故事案に応じて、適宜その拡大に努める。</p> <p>具体的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ベッドに関する事故防止のための注意喚起について、消費者庁が作成した注意 マークを各地方自治体へ配布し、自治体広報紙への掲載を依頼。 	<p>消費者庁におかれては、関係各省庁、及び地方自治体と恒常的な双方向の体制を構築する検討は進められているか説明願いたい。</p>
<p>【建議事項】</p> <p>消費者庁は、関係各省庁＜警察庁、総務省消防庁、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、農林水産省など＞が独自に持っている情報提供のツールや媒体の把握に努め、消費者の属性に応じて、そのツールに伝えるべき情報の掲載や紹介を積極的に求めること。</p> <p>また、関係各省庁は、独自に持っている情報提供のツールや媒体について、消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。</p> <p>具体例としては、以下のようなことが考えられる。</p> <p>乳幼児の安全：母子健康手帳への記載（消費者庁、厚生労働省） 自動車関連：運転免許の更新時の機会を利用した周知、自動車関連の税金納付書送付時を利用した周知（消費者庁、警察庁、国土交通省） 福祉機器（介護ベッド等）：福祉・介護関係者（ヘルパー等）を通じた周知（消費者庁、厚生労働省、経済産業省）</p>	<p>消費者庁では、これまで関係省庁へ情報の周知について協力を依頼し、各省庁が独自に持っている情報発信のルートを通じた情報提供に取り組んでいる。引き続き、関係各省庁に協力を依頼し、製品の特性や使用者の属性に応じて、効果的な情報提供となる媒体等を検討し、事故防止に資する情報提供ができるよう、関係省庁との連携に努める。</p> <p>具体的な取組：</p> <p>子ども向け等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 子どもの歯みがき中の事故防止のポスターを作成し、地方自治体の消費者行政担当部署を通じて保健所、保健センター、幼稚園、保育所に掲示等の協力を依頼。 ・ 美容医療サービスに関する危害トラブルの防止のため、文部科学省を通じて全国の大学及び高等専門学校等（約 1,200 校）に注意喚起のチラシを配布。また、被害者が 20～30 歳代であることからインターネットによる政府広報（内閣府）や女性雑誌へ特定記事として注意喚起を掲載。 ・ リコール情報サイトの周知について、文部科学省及び厚生労働省を通じて学校や児童福祉施設等に協力を依頼。 <p>高齢者向け</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 介護ベッドに関する事故防止のため、厚生労働省から都道府県を通じて、全国の福祉用具貸与事業者、介護者への注意内容の伝達を依頼。 	<p>各省庁が独自に持っている情報提供のツールや媒体の把握状況について説明願いたい。</p> <p>関係省庁へ積極的な取り組みを求めるとして、どのような場を使って連携に努めるかについて詳しく説明願いたい。</p>

	<p>また、全国 64 紙の一面の政府広報（内閣府）に注意喚起情報を掲載。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リコール情報サイトの周知について、厚生労働省を通じて全国の高齢者施設等に協力を依頼。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リコール対象製品による事故防止及びリコール情報サイトの周知のため、消防庁から都道府県の担当部署を通じた市区町村の消防団へチラシ配布について協力を依頼。 ・ リコールの実効性を高めるための販売事業者のリコール活動への協力の依頼について、経済産業省と連携し、経済産業省のルートを通じた販売業者団体への協力依頼。 	
<p>【建議項目】</p> <p>消費者庁は、消費者安全法第 10 条において設置が規定されている消費生活センターを、安全に係る情報伝達を扱う情報提供の拠点とする位置づけを図り、さらに情報の重要度合がわかるように発信する情報内容を検討の上、伝達を行っていくこと。</p> <p>行政機関が既に持っている情報発信、周知を行うルート、消費者に情報を伝えるツールを最大限に活用し、情報発信の強化を図る必要があることから、上記対応を求める。</p>	<p>消費者庁が発信する安全性に関する注意喚起等の公表資料については、消費者庁ウェブサイトのほか、全国の消費生活センターをつなぐオンラインシステムを通じて、速やかな情報共有を図っている。また、事案によっては、その緊急性や重点的な取組方針等に応じて、消費生活センターで行うイベント、講座等で、消費者への啓発のための資料提供等を行っている。引き続き、消費者への情報提供の拠点として消費生活センターを位置付け、重要度等が明確に伝えられる方法を検討しながら、情報伝達を図る。</p> <p>具体的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者月間に消費生活センターが行うイベント等において、消費者へ情報発信できるチラシの配布を依頼。（美容医療による事故防止関係、リコール対象製品による事故防止関係） ・ 消費生活相談員の教育研修の機会を活用し、消費者へ情報発信できるチラシの配布を依頼。（リコール対象製品による事故防止関係） 	<p>札幌市において取り組んでいる「消費者被害防止ネットワーク事業」のように、消費者生活センター、消費生活相談室を拠点とし、警察、消費者生活相談員、町内会、民生・児童相談員等と連携したネットワークと協力し、事故情報のルートを新たに開拓する必要はないか。</p> <p>また、「高齢消費者・障害消費者見守りネットワーク」を推進している消費者庁消費生活情報課と連携し、上記「消費者被害防止ネットワーク事業」のような仕組みを全国に展開することは考えられないか、説明願いたい。</p> <p>製品事故による健康危害の度合いに応じて、消費者が情報の重要度等が明確に伝えられる方法(色、文字フォントの大きさ、マークによる識別等)の検討状況について説明願いたい。</p> <p>消費生活センターから消費者への情報発信としてチラシ配布を依頼しているが、チラシ配布の効果の検証は実施しているか説明願いたい。</p>

建議事項（平成 25 年 2 月 12 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 25 年 8 月）	説明願いたい事項
<p>（3）情報通信技術を活用した情報周知の方策 【建議事項】 消費者庁は、リコール情報サイトについて、情報提供のための基本的な方針を検討し、掲載情報の充実を図ること。</p> <p>具体例としては、以下のようなことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者から直接の情報提供が増えるよう働きかけること。 ・掲載情報が分かりやすくなるよう、リコール対象となった製品の写真や図表等の掲載を検討すること ・リコール情報検索機能の強化 ・「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の掲載件数の増加 ・「重要なお知らせ」等の一覧表示機能の改善 	<p>現在、事業者にリコール情報サイトへ直接、情報提供するよう積極的に働きかけるに至っていないが、当該サイトは事業者からの要請に応じて掲載が可能となっている。</p> <p>平成 25 年 3 月にシステム改修を行い、リコール対象となった製品の写真や図表を掲載できるようにするとともに、検索機能の強化、「重要なお知らせ」、「高齢者・子ども向け商品など」の掲載件数の増加、一覧表示機能等の改善を行った。</p>	<p>リコール情報サイトについて、情報提供のための基本的な方針を検討するにあたり、以下に記載した内容について説明願いたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本的な方針についての検討状況。 ・リコール情報サイトの認知度の把握、認知度を上げるための方策の検討状況。 ・事業者への積極的な働きかけについて、具体化の方策。 ・どの程度消費者に認知されているかリコール情報サイトのページビュー、セッション数とその解析。 <p>HP などの受身型情報提供ツールにおいては、消費者の目に触れる機会が多いことが必要であると思われる。経済産業省、国土交通省、国民生活センター、地方自治体、N I T E などリコール情報を掲載しているサイトとの相互リンクはどのようにしているか現状を説明願いたい。</p>
<p>【建議事項】 消費者庁は、「リコール情報メールサービス」と「子ども安全メール from 消費者庁」との連動を検討すること。また、他省庁や独立行政法人が行っているメールマガジンとの連携も有効であることから、連携に向けて協議を行うこと。</p> <p>関係各省庁は、消費者庁からの協力要請に積極的に対応すること。</p> <p>平成 2 4 年 4 月に開設された消費者庁のリコール情報サイトについて、より一層の充実を図り、リコール情報発信の総合窓口として広く認知、活用され、リコール対象製品による事故の未然防止に役立てられるよう、上記の対応を求める。</p>	<p>「リコール情報メールサービス」のうち子ども向け製品のリコール情報や、子どもの事故情報については、従前から必要に応じて「子ども安全メール from 消費者庁」に取り込んできた。引き続き、「子ども安全メール from 消費者庁」との連携に努める。</p> <p>今後は、子ども向け製品のリコール情報について、他省庁等のメールマガジンにも掲載を依頼するよう努める。</p>	<p>関係各省庁と連携に向けての協議の場を設けているか説明願いたい。</p>

建議事項（平成 25 年 2 月 12 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 25 年 8 月）	説明願いたい事項
<p>（４）製品安全に係る消費者教育・啓発の充実のための方策 【建議事項】 消費者が自立して、自らの安全のために行動することが重要であることから、上記の対応を求める。</p>	<p>消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 25 年 6 月 28 日閣議決定）において、消費者が自主的にリコール情報を入手し、行動する必要性について消費者教育を行うことが重要である旨が明記されているところであり、今後、消費者に対する消費者教育・啓発の一層の充実を図るよう努める。</p>	<p>消費者に対する消費者教育・啓発の充実を、今後どのように図っていくのか具体的に説明いただきたい。</p>

建議事項（平成 25 年 2 月 12 日）

実施状況報告（経済産業省）（平成 25 年 8 月）

説明願いたい事項

（2）事業者等を通じての情報周知の方策

【建議項目】

経済産業省は、販売事業者等の実態をより調査し、リコール対象製品を購入した消費者への情報提供に係る消費生活用製品安全法に定められた義務等の具体的かつ効果的な実施方法について検討を行うこと。

消費生活用製品安全法では、第 3 4 条に製造・輸入・販売事業者による一般消費者への製品事故に関する情報提供、第 3 8 条第 2 項に販売事業者が製造・輸入事業者が行うリコールに協力する一定の努力義務について定めている。

リコール情報を含む注意喚起情報の伝達に当っては、販売事業者等が保有する、リコール対象製品を購入した消費者の情報を有効に活用する事が有益である。

このため、個人情報保護の観点を整理した上で販売事業者等が消費者の情報を製造・輸入業者に提供する、又は、販売事業者等が製造・輸入事業者に代わって消費者へ情報を伝達することで、より多くの消費者に情報を届けることが期待できることから、上記の検討を行うよう求める。

経済産業省と流通事業者団体とのリコール協体制の構築・拡大

リコールの実効性を確保していくため、経済産業省は流通事業者団体と協体制を構築して、消費者へのリコール情報の周知、消費者に向けた注意喚起を実施している。具体的には、製造・輸入事業者から経済産業省に報告があったリコール情報を迅速に流通事業者に提供し、流通事業者はリコール情報等を消費者に周知する取組を行っている。今後、流通事業者団体との協体制の拡大、協力内容の充実を図る。

< 協力の内容 >

- ・ 情報交換を行う双方の窓口を設置
- ・ 経済産業省からリコール情報等を電子媒体等、容易に活用可能な形で提供し、流通事業者はリコール情報等を消費者に周知
- ・ 経済産業省から製品安全に関する注意喚起等の情報を提供し、流通事業者は製品安全情報を消費者に周知
- ・ 流通事業者から経済産業省に関する意見・要望を収集
- ・ 定期的に連絡会合を開催

< 以下の 6 団体と協体制を構築 >

- 大手家電流通懇談会（平成 24 年 5 月）
- 全国電機商業組合連合会（平成 24 年 12 月）
- 日本ドゥ・イット・ユアセルフ協会（平成 25 年 3 月）
- 日本通信販売協会（平成 25 年 7 月）
- 日本福祉用具・生活支援用具協会（平成 25 年 7 月）
- 日本福祉用具供給協会（平成 25 年 7 月）

製品安全に関する流通事業者向けガイドの作成・公表・普及

流通事業者が取り組むべき製品安全に関する事項を整理した「製品安全に関する流通事業者向けガイド」と、製品安全の取り組みの実務的な解説と例示、取組事例等を整理した「製品安全に関する流通事業者向けガイドの解説」を作成し、平成 25 年 7 月 1 日に公表した。当該ガイドは「安全原則」(社会的責務等の基本指針と行動原則)及び「共通指針」(業務プロセス毎の製品安全の取組)から構成され、流通事業者が取り組むべきリコール対応等の具体的な内容が記載されている。

また、平成 25 年 7 月 1 日付けで、流通事業者団体に対して、当該ガイドの周知に係る協力要請文を發出して、会員各社への周知を行った。今後は、全国主要都市で説明会を開催する等、ガイドの周知に努めるとともに、当該ガイドを参考に、販売形態、取扱商品、事業規模等の特色を踏まえ、流通事業者の取組を類型ごとに調査・研究し、共通する取組を抽出・整理

経済産業省におかれては、流通事業者団体と協体制を構築して、消費者へのリコール情報の周知、消費者に向けた注意喚起を実施していることは、一定の評価ができる。

流通事業者団体との協体制の拡大、協力内容の充実を図るとのことだが、今後、協体制を構築した 6 団体以外の団体、特に、中小企業、零細の流通事業者団体と協体制を構築していくか、並びに協体制を構築した 6 団体と、どのように協体制の充実を図られるのか、具体的に説明願いたい。

販売事業者等の実態調査の実施を求めているが、販売事業者が個人情報に留意しつつ製造業者に顧客情報を提供している実態調査を実施しているか、説明願いたい。

建議では、販売事業者等が消費者の情報を製造・輸入事業者に提供する上で、個人情報保護の観点から整理することを求めているが、どのような整理を行ったか説明願いたい。

製品安全に関する流通事業者向けガイド(平成 25 年 7 月 1 日公表)の「7 - 2 製品リコールへの対応」には、流通事業者のリコールへの積極的な協力を謳われているが、今後より効果的な回収を実現するために、効果についての検証を実施していく予定はあるのか。

また、検証の結果、効果が見られないことが判明した場合、行政法規上の義務規定の必要性について検討を実施することについて見解を示していただきたい。

全国主要都市で説明会を開催する等、ガイドの周知に努めるための、今後の全国主要都市、対象先、スケジュールについて説明願いたい。

	<p>した指針を示す等、さらに流通事業者が製品安全に取り組み易い環境を整備する。</p> <p><u>製品安全に関する流通事業者向け講習会の開催</u> 流通事業者の自主的取り組みを促進することを目的に、流通事業者団体の協力を得て、会員企業を集めた製品安全に関する講習会を開催し、政府の製品安全政策の紹介、流通事業者が取り組むべきリコールへの対応等、製品安全に係る具体的内容について周知を行った。(3月 全国電機商業組合連合会、4月 生活協同組合連合会、5月 日本通信販売協会)</p> <p><u>消費生活用製品安全法に基づく危害防止命令に係る流通事業者への協力要請</u> 平成25年2月にリコール中のTDK(株)製の加湿器による火災事故により5名が死亡した重大製品事故の報告を受け、平成25年3月13日、経済産業省はTDK(株)に対して、消費生活用製品安全法第39条第1項に基づく危害防止命令を発出し、未回収製品の回収、消費者への注意喚起、措置状況の報告を命じるとともに、同法第38条第3項の規定を踏まえ、経済産業省から流通事業者団体に対して、TDK(株)製の加湿器のリコール情報の消費者への周知に協力するよう要請した。この要請に基づき流通事業者は、顧客情報を活用した所有者への周知やリコールポスターの店頭掲示等の協力を実施している。</p> <p><u>リコール情報周知の強化施策への協力を流通事業者に要請</u> 重大製品事故情報報告・公表制度が創設された平成19年度以降、リコール中の製品に重大製品事故が再発した127製品(事故件数645件)のうち、高齢者・子供用製品やリコール開始後に事故が多数再発している製品など、優先度の高い28製品(事故件数448件)について、<u>各社の取組状況の再点検を実施</u>。 経済産業省は消費者庁と連携し、平成25年4月26日、リコール情報周知の強化施策について公表を行うとともに、経済産業省と消費者庁連名で、リコール中に重大製品事故が再発した全ての製造・輸入事業者に対して、上記の再点検結果を踏まえた効果的なリコールの追加対策を検討し実施するよう要請した。また流通事業者に対して、製造・輸入事業者に協力して、消費者に積極的にリコール情報を提供するよう要請した。</p>	<p>今後の講習会実施の方針、スケジュールについて説明願いたい。</p> <p>各社の取組状況の再点検を実施しているとのことだが、再点検の結果を各社に対して具体的にどのようにフィードバックさせ、リコールの取組みを徹底させていくのか説明願いたい。</p>
--	--	--

「健康食品」の表示等の在り方に関する建議」の実施状況報告等において説明願いたい事項

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
<p>1. 健康食品の表示・広告の適正化に向けた取組の強化（建議事項 1 - 1）</p> <p>消費者庁及び厚生労働省は、健康食品の表示・広告の適正化に向けた現行法における取組として、次の措置を講ずること。また、消費者庁は、これらの措置等を通じ、健康増進法に基づく勧告・命令の実績を積み上げること。</p>		
<p>(1) 消費者庁は、食品の健康保持増進効果等に関する虚偽・誇大な表示・広告に係る指針（ガイドライン）等について、現場で監視指導を担う都道府県等の担当者、消費者、適格消費者団体等の意見を十分に踏まえ、虚偽・誇大な表示・広告の判断基準が理解しやすいものとなるよう、以下の措置を含めその大幅な改善を図ること。また、監視指導等の実情を踏まえ、当該指針等の内容を定期的に更新すること</p> <p>いわゆる健康食品の表示・広告の実態を分析し、標ぼうされる健康保持増進効果等に即して、違反となるおそれのある具体的表現を可能な限り多数示すことにより、指針等が平易で明快なものになるよう努めること。また、直接的表現による表示・広告のみならず、表示・広告を全体でみた場合に、消費者に健康保持増進効果等を誤認させるような暗示的表示・広告についても、それが禁止されている旨を、具体的表現を示しつつ改めて明確にすること。</p> <p>消費者庁、地方厚生局及び都道府県等が行った指導事例等を収集・分析し、監視指導等に有益な具体的事例を取りまとめた事例集を盛り込むこと。特に、間接的に健康保持増進効果等を標ぼうする表示・広告についての事例や、都道府県等から消費者庁又は地方厚生局に対して問い合わせが多い事例の例示を充実させること。また、各事例については、特定の文言のみならず絵図等を活用した表示・広告全体の具体的イメージ、指導等の理由、薬事法、景品表示法等の関係法令の適用の可否等を記載すること。</p>	<p><消費者庁></p> <p>建議事項 1 - 1 (1) について</p> <p>いわゆる健康食品における虚偽・誇大広告等については、これまでに景品表示法及び健康増進法に関して、それぞれ指針等が示されている。消費者庁では、いわゆる健康食品についての健康保持増進効果等を標ぼうする表示についての景品表示法及び健康増進法に係るこれまでの消費者庁（表示対策課、食品表示課）各地方厚生局及び都道府県による平成 21 年から平成 24 年までの公表・指導事例等を全て収集・分析の上、上記指針等で示されている考え方及び具体的表現等を景品表示法及び健康増進法に係る統一的な留意事項として取りまとめることとし、これを公表することとした。</p> <p>当該留意事項では、直接的な表現だけでなく、間接的・暗示的な表現であっても景品表示法又は健康増進法上問題となる表示に該当し得ることなど、いわゆる健康食品における広告・宣伝等に関する両法上の考え方を改めて示した上、過去の違反・指導事例等も示すとともに、留意すべき事項等について絵図等を用いるなどして明確にする予定である。</p> <p>都道府県等の担当者からいわゆる健康食品に係る健康保持増進効果等を標ぼうする表示の指針についてヒアリングを実施し、それを踏まえて現場で監視指導を担う担当者の意見を反映した留意事項とする予定である。</p>	<p><対消費者庁></p> <p>景品表示法及び健康増進法に係る統一的な留意事項について、今後の取りまとめ、公表等のスケジュールを説明願います。</p> <p>建議では、指針等の改善に当たっては、ユーザーである「消費者、適格消費者団体等の意見を十分に踏まえ」ることとしているところ、この点についての予定、対応方針等を説明願います。</p> <p>建議では、指針等の内容について、「定期的に更新すること」としているところ、この点についての対応方針等を説明願います。</p>

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
<p>(2) 消費者庁は、健康食品の表示・広告について、消費者等からの申出や一部の消費者にその監視を委嘱するモニタリング等の仕組みを充実させることにより、消費者等の協力に基づく表示・広告の監視を行うこと。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 1 - 1 (2) について 消費者庁では、従来から、表示・広告に関する一般消費者からの情報提供を受け付けているところ、今後も一般消費者が情報提供を行いやすい環境を整備するためウェブサイトの拡充等に努めていく。 また、消費者庁（表示対策課）では、一般消費者等に「電子商取引表示調査員」を委嘱し、インターネット上の不当表示についての情報等を報告してもらう「電子商取引表示監視調査システム」という制度を運用している。 電子商取引表示調査員は、インターネット上の広告表示について、調査レポートによる情報提供を行うほか、消費者庁（表示対策課）から依頼するアンケート調査への回答を行っている。 今後は、健康食品の表示・広告について、電子商取引表示監視調査システムを通じた情報収集スキームの更なる充実を図り、一般消費者等の協力に基づく表示・広告の監視の拡充に努めていく。</p>	<p><対消費者庁> 近時における、いわゆる健康食品の表示・広告に関する一般消費者からの情報提供や、電子商取引表示調査員からの報告の実績等があれば、説明願います。 「電子商取引表示監視調査システム」における、更なる充実の内容について説明願います。また、表示対策課内に食品表示対策室を設置したこと等による、いわゆる健康食品の表示・広告の情報等の報告に係る改善点等があれば、説明願います。</p>
<p>(3) 消費者庁及び厚生労働省は、健康食品の表示・広告に関し、健康増進法、景品表示法、薬事法等の担当部局間の有機的連携のもと、それらの厳格な執行に努めるとともに、都道府県等においても保健所等の関係部局間の緊密な連携による行政指導や法執行が促進されるよう、都道府県等への周知及び必要な支援を行うこと。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 1 - 1 (3) について 消費者庁は、平成 25 年 7 月 1 日付けで表示対策課内に食品表示対策室を設置し、健康増進法、食品衛生法、景品表示法等の各種法令に基づき、食品表示に係る執行を一元的に行う体制を整備した。 今後、この室を中心として、これらの法令に違反する事案に対し、厳正な執行に努めていくとともに、消費者庁が現在行っている厚生労働省との連絡会議を通じて担当部局間の緊密な連携を図るほか、都道府県における法執行等を促進するため、現在行っている都道府県との連絡会議の場を活用して関係部局間の緊密な連携を呼び掛けるなどにより都道府県等への支援を行っていく。</p> <p><厚生労働省> 建議事項 1 - 1 (3) について 「無承認無許可医薬品の監視指導について」(昭和 62 年 9 月 22 日付け薬監第 88 号厚生省薬務局監視指導課長通知)において、各都道府県衛生主管部(局)長に対し、無承認無許可医薬品について監視指導の一層の徹底を図るとともに、医薬品に該当するとは断定できないとされた物については、食品衛生法、健康増進法、不当景品類及び不当表示防止法等他法令に抵触することのないよう、栄養・食品担当部局及び景表法担当部局等関係部局に照会するよう指導することを通知している。上記通知については平成 25 年度中に重ねて周知徹底を図る予定。</p>	<p><対消費者庁> 都道府県における法執行等を促進するための都道府県等への支援について、今後のスケジュール等を説明願います。 都道府県の消費者行政部局等関係部局と保健所との連携強化を促進するための支援について、対応方針等を説明願います。</p> <p><対厚生労働省> 通知について、周知徹底を図るための今後のスケジュール等を説明願います。 建議では、「都道府県等においても保健所等の関係部局間の緊密な連携による行政指導や法執行が促進」されるよう必要な支援を行うこととしているところ、この点についての対応方針等を説明願います(特に、都道府県の消費者行政部局との連携強化)。</p>

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
<p>（建議事項 1 - 2） 消費者庁は、健康食品の表示・広告の適正化に向けた健康増進法及び景品表示法における制度の在り方に関し、次の措置を講ずること。</p>		
<p>（1）建議事項 1 - 2（2）の措置を踏まえ、景品表示法第 10 条の適格消費者団体による差止請求権の利用実態を検証した上で、これに類する規定を健康増進法に導入することの要否を検討すること。</p> <p>（2）景品表示法第 10 条の差止請求権を行使した実績が低調であるとの指摘があることについて、その原因を検証した上で、所要の措置を講ずること。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 1 - 2（1）及び（2）について 適格消費者団体は、差止請求に係る訴えを提起しようとするときは、その訴えの被告となるべき者に対し、あらかじめ、請求の要旨及び紛争の要点その他の内閣府令で定める事項を記載した書面により差止請求をし、かつ、その到達した時から 1 週間を経過した後でなければ、その訴えを提起することができず（消費者契約法第 41 条第 1 項）また、適格消費者団体は、前記書面による事前の請求に先立って、差止請求の根拠となる法律に違反する行為の差止等の申入れや協議を行う場合が多いとされている（笠原宏編著『景品表示法（第 2 版）』242 ページ（商事法務、2010）御参照）。</p> <p>このような事情を踏まえ、消費者庁では、景品表示法第 10 条の適格消費者団体による差止請求権の利用実態を把握すべく、適格消費者団体を対象として、景品表示法第 10 条の差止請求権に基づく差止請求訴訟提起の状況、消費者契約法第 41 条第 1 項に基づく書面による事前請求の状況、差止請求権に関して事業者に対する差止の申入れ又は協議の状況等についてアンケートを実施している。</p> <p>今後、前記アンケートの結果を分析するとともに、必要に応じて適格消費者団体に対してヒアリングを実施するなどして、景品表示法第 10 条の差止請求権を行使した実績が低調とされていることの原因について検証し、その結果を本年 9 月中に取りまとめ、この結果を踏まえて、必要な措置等について引き続き検討を行い、本年中に一定の結論を得ることとしている。景品表示法第 10 条に類する規定を健康増進法に導入することの要否については、必要な措置等に関する上記の結論を得た後、これを踏まえ、検討を進めていく。</p>	<p><対消費者庁> 適格消費者団体を対象として実施した差止請求権に関するアンケートについて、その内容を説明願います。</p>
<p>（3）景品表示法第 6 条の措置命令権限及び第 4 条第 2 項の不実証広告規制に関して、都道府県の要望等も踏まえ、都道府県への権限の付与について積極的な検討を進め、一定の結論を得ること。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 1 - 2（3）について 景品表示法に係る権限の都道府県への付与に関しては、東京都を始めとする複数の都府県から、措置命令権限（同法第 6 条）及び合理的根拠の提出要求権限（同法第 4 条第 2 項）についても都道府県で行使できるようにすべきであるという要望が消費者庁に寄せられている。</p> <p>消費者庁は、こうした要望を受け、景品表示法執行体制の強化の観点から、都道府県が、指示に代えて、措置命令及び合理的根拠の提出要求を行えるようにするための景品表示法に係る権限の付与について、消費者庁、公正取引委員会地方事務所等及び都道府県の景品表示法担当者の意見交換の場である景品表示法ブロック会議において、都道府県から意見を聴取した。</p> <p>その結果、都道府県の中には、措置命令権限の付与について、措置命令は強制力を持った行政処分であり、罰則規定もあることから、執行力が大いに強化されることが期待できる、消費者庁の措置命令を待つことなく、速やかに違反行為をやめさせることで、被害拡大を防止することができるようになるとして賛成の意見がある一方で、現状の人員体制では、行政処分を争う訴訟対応により違反被疑事案に対する調査等の業務が滞ることとなる、現行の指示の権限に代わって訴訟リスクの大き</p>	<p><対消費者庁> 措置命令権限及び合理的根拠の提出要求権限の付与について、賛成意見、反対意見等の実数を説明願います。</p>

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
	<p>な措置命令のみとなると、執行に後ろ向きにならざるを得ず、結果として執行力が弱体化する、行政指導により表示事項が改善される事案がほとんどであり、措置命令の権限が付与されることにより執行力が強化されるとは考えないとして反対の意見がある。また、合理的根拠の提出要求権限については、法執行強化に資する、指示や注意についても事件処理がスムーズになるとして賛成の意見がある一方で、その権限を付与されても十分使いこなすことができないとして反対する意見があるなど、都道府県の中でも措置命令権限及び合理的根拠の提出要求権限の付与に関する考え方は様々であることが判明した。</p> <p>このような都道府県の中での意見の相違を踏まえ、一部の希望する都道府県にのみ措置命令権限及び合理的根拠の提出要求権限を付与するためには、両権限を法定受託事務とする必要があるため、消費者庁は、まずは、その可能性について検討した。</p> <p>検討の結果、</p> <p>地方分権の推進の観点から、法定受託事務は、できる限り新たに設けることのないようにするとされていることから、景品表示法に基づく都道府県の事務を法定受託事務化することは困難である、</p> <p>指示と措置命令の権限の併存については、構成要件が同一の違法行為に対応するものとして指示と措置命令の権限を併存させている法令の例はなく、実際にも、このような立法をすることは難しい、</p> <p>合理的根拠の提出要求権限のみ都道府県に付与することについては、法律効果のない指示（行政指導）を行うために、合理的な根拠を提出しない事業者が行う表示を景品表示法第 4 条第 1 項第 1 号に該当する表示とみなすという具体的な法律効果を有する権限を行使できるようにすることは適当でなく、このような立法化は難しい、</p> <p>との結論を得た。すなわち、措置命令権限又は合理的根拠の提出要求権限を都道府県に付与するためには、いずれの権限をも全ての都道府県に自治事務として付与することとなり、かつ、措置命令権限を付与に併せて指示の規定は廃止する必要があることから、まずは、都道府県全体として意思統一が図られる必要がある。</p> <p>このため、今後、都道府県全体として一致した要望が出される場合には、改めて消費者庁として、法的論点を整理し、両権限の都道府県への付与に向けた検討を進めていく。</p>	

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
<p>2．健康食品の安全性に関する取組の推進（建議事項 2）</p> <p>（1）厚生労働省及び消費者庁は、健康食品による健康被害情報を収集、解析し、必要な対応がとれる体制の強化を図るため、次の措置を講ずること。</p>		
<p>厚生労働省は、行政上の制度への反映を念頭に、健康食品の摂取と健康被害の発生との因果関係が速やかに特定できるよう、類似の被害情報を統一的な基準で効率的に収集する仕組み及び当該被害情報を解析する手法について研究を行うこと。</p>	<p>< 厚生労働省 > 建議事項 2（1）について 現在、健康食品の健康被害情報の収集等については、平成 14 年 10 月 4 日付け医薬発第 1004001 号「健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領について」に基づき実施している。 平成 24 年度から 3 年計画で、厚生労働科学研究「いわゆる健康食品による健康被害情報の因果関係解析法と報告手法に関する調査研究（研究代表者：梅垣（独）国立健康・栄養研究所情報センター長）」を開始しているが、当該研究は、「有害情報の収集法・報告手法の改善、ならびに情報の解析・整理・統合手法の開発」を中心に、保健所等を通じて厚生労働省に報告される情報や消費生活センターの PIO-NET 情報等を集約・統合することにより、情報を最大限活用することを目的として実施しており、建議の主旨に合致するものである。厚生労働省としては、消費者庁と協力しながら当該研究の研究成果を踏まえ、健康被害情報を収集、解析する仕組み等を検討することとしている。</p>	<p>< 対厚生労働省 > 3 年計画で行っている調査研究について、各年の研究のねらい、概略等（予定を含む。）を説明願います。 平成 24 年度に行った研究の結果等を説明願います。</p>
<p>厚生労働省及び消費者庁は、上記の研究の成果等を踏まえ、健康被害防止のための対応の必要性が明らかとなった場合には、当該製品・成分の流通規制、表示規制を含め所要の措置を講ずること。</p>	<p>< 厚生労働省 > 建議事項 2（1）について 厚生労働省において、健康被害情報を入手した際には、食品衛生法第 6 条又は第 7 条の規定に基づく当該製品・成分の販売の禁止等の所要の措置を講ずることとしている。このため、の研究成果等を踏まえた仕組みが構築された際にも、必要な措置を的確に講じていく。</p> <p>< 消費者庁 > 建議事項 2（1）について 消費者庁としては、建議事項 2（1）に係る研究の成果等を踏まえ、健康食品について表示規制の措置が必要な状況になった場合には、厚生労働省と緊密に連携しつつ、適切に対応することとしている。</p>	-
<p>（2）厚生労働省は、消費者による健康食品の安全な利用に資するよう、次の措置を講ずること。</p>		
<p>医療機関における診療や薬局における医薬品の調剤及び販売の機会に、医師、薬剤師等が、患者より健康食品の摂取状況を聴取し、過剰摂取や医薬品との相互作用等について、患者に対し適切な注意喚起を行うなどの取組を進めるよう、関係機関への協力要請を行うこと。</p>	<p>< 厚生労働省 > 建議事項 2（2）について 都道府県や公益社団法人日本医師会等の関係団体に対し、平成 25 年 2 月に「医薬品と健康食品の相互作用に関する注意喚起等について（依頼）」（平成 25 年 2 月 28 日付け医政総発 0228 第 1 号及び第 2 号厚生労働省医政局総務課長通知）を发出し、医療機関に対して、診療の際に、医薬品との相互作用のおそれや健康食品の過剰摂取の疑いがある場合は、当該患者の健康食品摂取状況を確認し、患者に対して必要な注意喚起を行うこと等を周知徹底するよう要請を行った。 都道府県や公益社団法人日本薬剤師会等の関係団体に対し、平成 25 年 2 月に「医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起等について（依頼）」（平成 25 年 2 月</p>	<p>< 対厚生労働省 > 通知发出後の医療機関、薬局等（これらの関係団体を含む。）における、医薬品と健康食品の相互作用に対する注意喚起に係る具体的な取組等について説明願います。</p>

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
	<p>28 日付け薬食総発 0228 第 2 号及び第 3 号厚生労働省医薬食品局総務課長通知)を 発出し、都道府県等に対して、薬局における調剤及び薬局・薬店等における医薬 品の販売又は授与の際に、患者等からの聞き取りやお薬手帳の活用等により、当 該患者等の健康食品摂取状況を確認し、医薬品との相互作用のおそれや健康食品 の過剰摂取の疑いがある場合は、患者等に対して必要な注意喚起を行うこと等を 薬局・薬店等に周知徹底するよう要請を行った。</p>	
<p>医師、薬剤師等が診療、調剤等を行うに当たり、 健康食品に関する問題に適切に対処できるよう、医 師、薬剤師等に対し、健康食品に関する情報提供を 行うこと。</p>	<p>< 厚生労働省 > 建議事項 2 (2) について 健康食品に関する情報提供については、すでに、厚生労働省医薬食品局食品安全 部から平成 22 年 4 月 23 日付け通知等により公益社団法人日本医師会、公益社団法 人日本薬剤師会を通じ、医師、薬剤師に対して健康被害情報等について提供を行っ ている。また、公益社団法人日本医師会と共同で「健康食品による健康被害の未然 防止と拡大防止に向けて」のパンフレットを平成 23 年 3 月に作成し、健康食品関連 の製品による主な有害事例、医薬品の相互作用が想定される主な事例などについて も、情報提供を行っており、さらに平成 25 年 4 月には内容を改訂し再配布を行った。 改訂にあたっては、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定され る主な事例について、医薬品の成分名に加え種類を明記し、よりイメージし易くな るよう配慮した。引き続き、医師、薬剤師等に対する情報提供を継続していく。</p>	<p>< 対厚生労働省 > -</p>
<p>(3) 厚生労働省は、第三者認証制度の整備・普及促進等 を通じて、錠剤、カプセル状等食品の製造業者に対し て、適正製造規範 (GMP) ガイドライン及び原材料の安 全性に関する自主点検ガイドラインの活用を促すとも に、消費者がそれらに基づき製造された製品を的確 に選択できるよう啓発を行うこと。</p>	<p>< 厚生労働省 > 建議事項 2 (3) について 平成 20 年 7 月の「「健康食品」の安全性確保に関する検討会報告書」を踏まえ、 平成 25 年度中を目標に厚生労働省が支援する「健康食品認証制度協議会」が、製造 工程管理の安全性確保 (GMP) に関する認証機関を指定する予定となっている。これ により、最終製品の安全性の確保について、より透明性の高い仕組みになり (認証 機関が独自に行っていた認証を認証制度協議会が指導・監督できることとなるほか、 厚生労働省を含め関係者間での情報交換、連携が可能となる。) 一層の安全性の確 保が図られるものと考えている。厚生労働省は、これら第三者認証制度の整備・普 及を通じ、平成 17 年 2 月 1 日付け部長通知「「錠剤、カプセル状等食品の適正な製 造に係る基本的考え方について」及び「錠剤、カプセル状等食品の原材料の安全性 に関する自主点検ガイドライン」について」の活用を促進していくとともに、消費 者がそれらに基づいた製品を的確に選択できるよう平成 24 年 3 月にリーフレット (「 GMP マークを目印に健康食品を選びましょう ! 」) を作成し、関係機関を通じて 消費者の配布や、厚生労働省ホームページに掲載し、普及を図っている。 また、消費者に対する健康食品の正しい利用法、事業者に対する安全性の確保に 関するリスクコミュニケーションを計画し、健康食品の安全性確保に関する普及啓 発を行うとともに、適切な助言を行うアドバイザースタッフの普及について検討 することとしている。</p>	<p>< 対厚生労働省 > 「消費者に対する健康食品の正しい利用法、事業者に 対する安全性の確保に関するリスクコミュニケーション」について、今後の対応方針、スケジュール等を説明 願います。 アドバイザリースタッフの普及について、今後の対応 方針、スケジュール等を説明願います。</p>

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
<p>3．健康食品の機能性の表示に関する検討（建議事項 3）</p> <p>消費者庁は、消費者自らが食品の特性を十分理解し自らの判断に基づき食品の選択を行えるよう、正しい情報提供を行うとの観点から、食品の機能性表示に関し、次の措置を講ずること。</p>		
<p>（1）栄養機能食品制度において、海外の事例、実証研究等を参考としつつ、新たに追加すべき栄養成分の有無を検討すること。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 3（1）について 栄養機能食品の規格基準については、厚労省策定の『日本人の食事摂取基準』（以下「食事摂取基準」という。）等の科学的根拠に基づき作られている。食事摂取基準については、2015 年版（平成 27 年度より適用）の策定に向け、日本人における栄養学的な最新の科学的知見に基づき、現在、改定作業が行われているところであり、来年度公布される見込みである。新たに追加すべき栄養成分の有無については、最終的には 2015 年版の食事摂取基準に基づく必要があるが、その検討に当たっては、日本人における当該成分の摂取状況や過剰摂取リスクに関する整理のほか、含有量に関する上限値や下限値の考え方の整理など、多くの予備作業が必要となる。 そこで今年度は、現行の食事摂取基準（2010 年版）をもとに、上記の予備作業を目的とした検討を行う予定である。</p>	<p><対消費者庁> 新たに追加すべき栄養成分の有無の検討に当たっての予備作業の内容（概略）を説明願います。</p>
<p>（2）特定保健用食品制度において、有効性に関する審査基準の作成、及び有効性の科学的根拠に関する一定の審査内容の開示について検討を進めること。</p>	<p><消費者庁> 建議事項 3（2）について 有効性に関する審査基準に関しては、「保健機能食品制度の見直しに伴う特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領の改正について（平成 17 年 2 月 1 日付け食安発第 0201002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」及び「特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項について（平成 17 年 2 月 1 日付け食安新発第 0201002 号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知）」において具体的な取扱いを定めているところである。 消費者庁では、特定保健用食品の審査に必要なかつ十分な試験デザインの枠組み等の審査基準を検討するため、平成 24 年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施した。今後、当該事業の報告書をもとに、有効性に関する試験のデザインや必要な資料等の明確化した改正通知案を今年度に作成し、消費者委員会新開発食品調査部会等有識者の了承を得次第発出する予定である。 有効性の科学的根拠に関しては、独立行政法人国立健康・栄養研究所のウェブサイトにおいて、特定保健用食品の有効性及び安全性の科学的根拠に係る情報が公開されている。また、消費者委員会新開発食品調査部会において審議された審査内容に関しては、消費者委員会のウェブサイトにおいて、その議事録が公開されているところである。 これらの情報については、消費者庁のウェブサイトの特定保健用食品に関する情報が掲載されているウェブページからリンクを設定し、閲覧できるよう措置した。特定保健用食品の審査に用いられた有効性情報を容易に参照できるようにすることにより、消費者に対し特定保健用食品の選択に必要な情報の提供を行っているところである。</p>	<p><対消費者庁> 有効性に関する試験のデザインや必要な資料等の明確化した改正通知案の発出に向けた今年度の想定スケジュールについて説明願います。 「いわゆる健康食品をはじめとする保健機能を有する成分を含む加工食品及び農林水産物の機能性表示の容認」の検討について、今後の対応方針、スケジュール等を説明願います。 特定保健用食品及び栄養機能食品における「消費者にわかりやすい表示への見直し」の検討について、今後の対応方針、スケジュール等を説明願います。 「特定保健用食品の許可申請手続きの合理化、迅速化」の検討について、今後の対応方針、スケジュール等を説明願います。</p>

建議事項（平成 25 年 1 月 29 日）	実施状況報告（厚生労働省・消費者庁）（平成 25 年 7 月）	確認したい事項
<p>4．健康食品の特性等に関する消費者理解の促進（建議事項 4）</p> <p>消費者庁及び厚生労働省は、保健機能食品を含む健康食品の特性、それらの適切な利用方法、機能性表示の意味等について、消費者に対し積極的な啓発を行うこと。</p>	<p><消費者庁></p> <p>消費者庁としては、リスクコミュニケーションの開催等により、健康食品と医薬品との飲み合わせ、小児や高齢者等の要配慮者においての利用等、必要に応じて消費者理解の促進となるよう、今後努めていきたい。</p> <p>なお、消費者庁では、消費者安全法による通知、健康食品に関するリスクコミュニケーションを開催してきた。また、消費生活用製品安全法による報告その他事故情報を入手しており、日々その情報を点検している。特定製品による事故情報（非重大事故を含む。）が寄せられた際には、厚生労働省との情報共有、事業者へのヒアリング、場合によっては検証を実施している。</p> <p>その結果、問題が確認できた場合には、消費者への情報提供等を実施しているところであるが、平成24年度は健康食品に係る重大事故は確認されなかった。</p> <p><厚生労働省></p> <p>厚生労働省としては、平成24年3月に健康食品の特性、それらの適切な利用方法に関する「健康食品の正しい利用法」のパンフレットを作成し、また、食品衛生法に基づく販売禁止の措置が取られた場合や海外情報に基づく健康被害情報などについて当該ホームページに掲載することにより、すでに積極的に消費者に対し、普及啓発を実施している。これらの取り組みに加え、上記パンフレットについて、平成25年4月に内容を改訂し再配布を行い、改訂にあたっては、健康食品に添加されている成分と医薬品の相互作用が想定される主な事例について掲載し、消費者が健康食品の特性をよりイメージし易くなるよう配慮した。その他、厚生労働省の広報誌に「健康食品の知識と注意点」を特集し、健康食品の法律上の位置づけ、国の施策、自治体、日本医師会、（独）国立健康・栄養研究所及び業界の取り組みを紹介し、消費者に対する普及啓発を促進した。</p>	<p><対消費者庁></p> <p>保健機能食品を含む健康食品について、今後のリスクコミュニケーションの対応方針と、予定されているスケジュール等を説明願います。</p> <p>消費者に対する啓発のみならず、消費者団体や事業団体等関係機関の取組を支援することも重要であると考えるところ、そのような支援について検討していることがあれば、今後の対応方針、スケジュール等を説明願います。</p> <p><対厚生労働省></p> <p>-</p>

河上委員長発言

電気通信事業者の販売勧誘方法の改善について

〔平成25年7月23日〕
消費者委員会

消費者委員会は、平成24年12月11日に「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」として、総務省に対し、代理店を含む電気通信事業者による自主基準等の遵守徹底を図るとともに、クーリング・オフや自動更新の問題についても改善を促すこと、また、その改善状況の検証を行い、相談件数が明確な減少傾向になる等の一定の改善が見られない場合には、消費者が契約内容を十分理解して利用できる環境の実現を図るための法的措置を講じることを含め、必要な措置を検討し確実に実施することを求めました。

これを受けて、総務省では、業界団体、主な電気通信事業者及び主な大手販売代理店等に対し、代理店を含む自主基準の遵守徹底や販売勧誘適正化等について書面による要請等を行うとともに、「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」の下に設置された「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」において、電気通信サービスの適正な提供の在り方について有識者による検討を行ってきたとのことです。

今般、同研究会の提言案である「スマートフォン安心安全強化戦略(案)」において、同WGによる検討内容が「CS適正化イニシアティブ」として盛り込まれ、「従来の延長線上にある自主的な取組だけでは足りず、電気通信事業法における消費者保護ルールを見直し、所要の規定を設ける等の制度的な対応の検討に着手すべき」などの方向性が掲げられております。

同研究会の提言案において、こうした方策が示されたことは、当委員会としても、消費者トラブルの実態及び当委員会の提言に照らして、適切なものであると考えております。これらの方策が同研究会の提言として最終的に取りまとめられた場合には、総務省において、消費者が契約内容を十分理解して利用できる環境の実現を図り、消費者トラブルの防止に十分な実効性が確保されるよう、特定商取引法と同レベルの消費者保護規定導入の検討等に早急に着手されることを求めます。また、制度的な対応が実現されるまでの間の消費者保護対策についても、取り組んでいただきたいと思っております。当委員会においても、消費者トラブルの実態を踏まえ、引き続き、本問題に関するフォローアップを行ってまいります。

「特定保健用食品の表示許可制度についての提言」実施状況報告において説明願いたい事項

提言事項（平成 23 年 8 月 12 日）	実施状況報告（消費者庁）（平成 25 年 8 月）	説明願いたい事項
<p>消費者庁は、「特定保健用食品の表示許可制度専門調査会報告」の内容を踏まえ、必要な取組を進める。</p> <p>特に、許可の更新制は、更新審査を適切に実施するための審査体制の整備が重要であることから、この点を十分留意した上で、許可更新制の導入に向けた検討を求める。</p>		
<p>（１）再審査手続の迅速化を図るための取組</p> <p>消費者庁は、許可を付与された事業者が責任をもって新たな科学的知見を収集し、当該知見に係る事業者の意見及び当面取るべき対応策とともに、消費者庁へ報告するように、拘束力のある方策を検討すべきである。</p> <p>また、消費者庁は、消費者委員会及び食品安全委員会と協議し、再審査手続の公平性・客観性を期すため、報告を受けた科学的知見を整理・分析し、手続開始を科学的・中立的に判断する体制の充実を検討すべきである。</p> <p>これに加え、行政機関の適切な連携の下、新たな科学的知見を収集できる体制の充実を図るべきである。</p> <p>（２）再審査手続開始後の対応の可能性</p> <p>食に対する消費者の安全・安心を確保するためには、再審査手続開始後は、審査状況等に関する情報を消費者に広く提供することが重要であると考えられることから、消費者庁は、消費者委員会及び食品安全委員会と協議し、事業者の正当な利益の保護に留意しつつ、これらの情報を積極的に提供する方策を検討すべきである。</p> <p>なお、再審査手続は、特定保健用食品の表示許可の取消しを適正に行うために設けられた手続であり、現行の法制度上は、再審査手続が終了するまでは、許可の一時停止など事業者に不利益処分を課すことはできないとの指摘があった。</p>	<p>○再審査手続の迅速化を図るための取組及び再審査手続開始後の対応の可能性について</p> <p>新たな科学的知見の収集に関して、消費者庁は、「特定保健用食品の表示許可後に生じた新たな知見等の収集・報告について」（平成 23 年 9 月 9 日付け消費者庁食品表示課事務連絡）において、許可取得者による情報収集及び報告がより迅速かつ積極的に行われるように、その収集対象や報告方法を具体的に示し、都道府県、保健所設置市及び特別区の衛生主管部局へ発出し、許可取得者に対し周知徹底を依頼するとともに、公益財団法人日本健康・栄養食品協会に対しても発出し、会員に対し周知徹底を依頼した。また、特定保健用食品の表示許可書を発出する際に、当該事務連絡を併せて添付しており、新たに特定保健用食品の表示許可を取得した事業者に対しても周知を行っているところである。</p> <p>再審査手続の開始を判断するための体制の充実及び再審査開始後の消費者への情報提供方法に関しては、報告される科学的知見に応じ、どのように対応すべきかについて類型化を含め検討を行ってまいりたいと考えるが、類型化を行うには、新たな科学的知見の報告の集積が必要である。しかし、現在、新たな科学的知見の報告の事例はないことから、消費者庁としては、当面の間、新たな科学的知見の報告の都度、速やかに消費者委員会及び食品安全委員会に意見を伺い、再審査手続の開始の要否について判断を行うとともに、再審査手続を行うこととなった事例については、事業者の正当な利益を保護しつつ、消費者に正確な情報を提供できるよう対応することとしている。</p> <p>新たな科学的知見を収集できる体制に関しては、現在、独立行政法人国立健康・栄養研究所において、海外の情報も含め、健康食品の有効性及び安全性情報を収集・公開しており、消費者庁としても、許可取得者からの報告の他、新たな科学的知見の収集の手段として利用している。</p>	<p>新たな科学的知見の収集に関して、許可取得者、公益財団法人日本健康・栄養食品協会会員、新たに特定保健用食品の表示許可を取得した事業者に対し、情報収集及び報告がより迅速かつ積極的に行われるように周知徹底を図っているとのことだが、新たな科学的知見の報告の事例はないという事実を踏まえ、周知が徹底しているか、十分な体制がとられているかの確認をどのように行っているのか説明願いたい。</p> <p>また、新たな科学的知見の収集に際し、消費者庁へ報告するための<u>拘束力のある</u>方策についての検討状況を説明願いたい。</p> <p>健康食品の安全性に係る情報の収集体制に関して、食品安全委員会との協力体制がどのようにになっているか説明願いたい。</p>

<p>(3) 許可の更新制の導入</p> <p>再審査手続に係る課題に対応するため、新たに更新制を導入し、許可の有効期間を設けることにより、申請時に提出された資料と比較して、安全性及び効果等に関する新たな科学的知見の有無を更新時に確認することができるほか、販売・流通が中止された許可品を効率的に失効させることや、新たな科学的知見に基づく再評価を行政自らが実施する機会ともなり得ることから、更新制を導入することは適当であると考えられる。</p> <p>一方で、平成3年の制度発足当初は有効期間（2年間）を設けていたところ、事業者の負担軽減の観点から、平成8年に有効期間が4年間へ延長され、平成9年には更新制自体が廃止された経緯を踏まえ、事業者の負担を不当に増加させることのないような工夫が必要である。</p> <p>特定保健用食品の許可手続については、論点整理を踏まえ、消費者庁において、審査に必要な試験デザインの枠組みの提示や審査基準の統一など、手続の透明化を図る方策について検討が進められており、このような取組が進むことにより、申請から許可に至るまでの事業者の予見可能性が高まることが期待される。</p> <p>これらの手続の透明化が図られれば、事業者の過度な負担なく更新制を導入することが可能となるものと考えられることから、消費者庁では、これらの取組と併せ、消費者委員会及び食品安全委員会と協議しつつ、更新制の導入に向けて、適切な有効期間の取り方や申請に要する資料、迅速かつ効率的な審査体制等の検討を開始すべきである。</p>	<p>○許可の更新制の導入について</p> <p>特定保健用食品の表示許可申請に関する審査基準に関しては、「保健機能食品制度の見直しに伴う特定保健用食品の審査等取扱い及び指導要領の改正について（平成17年2月1日付け食安発第0201002号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）」及び「特定保健用食品の審査申請における添付資料作成上の留意事項について（平成17年2月1日付け食安新発第0201002号厚生労働省医薬食品局食品安全部基準審査課新開発食品保健対策室長通知）」において具体的な取扱いを定めているところである。</p> <p>消費者庁では、特定保健用食品の審査に必要な十分な試験デザインの枠組み等の審査基準を検討するため、平成24年度に「特定保健用食品の審査基準の検討事業」を実施した。今後、当該事業の報告書をもとに、<u>有効性及び安全性に関する試験のデザインや必要な資料等の明確化した改正通知案を今年度</u>に作成し、<u>消費者委員会新開発食品調査部会等有識者の了承を得次第発出する予定である。</u></p> <p>更新制の導入については、次の点に留意する必要がある。第一に、申請・届出等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図り、申請等に伴う手続の簡素化、有効期間の倍化などを推進するため、「申請負担軽減対策」（平成9年2月10日閣議決定）の指針を具体化した措置を実施するという観点から、「規制緩和推進計画の再改定について」（平成9年3月28日閣議決定）に基づき、有効期間が撤廃され更新制が廃止されたという経緯がある。第二に、表示許可の適否に関わる新たな科学的知見が得られた場合には、有効期間にかかわらず、速やかに再審査手続を開始することとしている。第三に、特定保健用食品に係る新たな科学的知見の報告が無い中で、更新期間をどの程度の期間として設定するのが適当かという点について、合理的に判断することは困難である。第四に、海外においても食品の機能性表示に係る制度に更新制を導入している事例はないと承知している。このような状況の中で、<u>合理的な更新制の導入を行うことについては、慎重な検討が必要であると考えている。</u></p> <p>消費者庁としては、特定保健用食品の安全性及び効果等に関する新たな科学的知見について、収集次第迅速に報告することが必要不可欠と認識しており、引き続き、許可取得者からより積極的に科学的知見が報告されるよう働きかけるとともに、新たな科学的知見の報告があった場合には、速やかに消費者委員会及び食品安全委員会に意見を伺い、再審査手続の開始の要否について判断を行うこととしている。</p>	<p>消費者委員会新開発食品調査部会等有識者の了承を得るための具体的かつ詳細なスケジュールを提示していただきたい。</p> <p>報告書では、「新たに更新制を導入し、許可の有効期間を設けることにより、申請時に提出された資料と比較して、安全性及び効果等に関する新たな科学的知見の有無を更新時に確認することができるほか、販売・流通が中止された許可品を効率的に失効させることや、新たな科学的知見に基づく再評価を行政自らが実施する機会ともなり得ることから、<u>更新制を導入することは適当である</u>と考えられる。」と指摘しているところである。</p> <p>しかしながら、消費者庁において、「合理的な更新制の導入を行うことについては、慎重な検討が必要であると考えている。」と判断にいたった第一～第四の理由では不十分であると思われる。</p> <p>いったん、市場に流通した特定保健用食品の有効性、安全性については、どう確保されているのか説明願いたい。</p> <p>また、提言で指摘しているとおり、更新制の導入に向けた適切な有効期間の取り方や申請に要する資料、迅速かつ効率的な審査体制等の検討を今後どのように進めていくか説明願いたい。</p>
---	---	---

<p>(4) その他</p> <p>特定保健用食品の表示許可制度を運用していくに際しては、本制度が、医薬品制度と区別された健康政策の一環として位置付けられることを念頭に置くことが重要である。今後、消費者庁は、特定保健用食品を使用する消費者の意識や摂取方法の実態等を調査するなどして、本制度の意義が正しく理解され、適切に利用されているかどうかを把握し改善する取組が必要である。</p>	<p>○その他について</p> <p>消費者庁では、平成23年度に特定保健用食品に関する消費者意向調査を実施し、その中で特定保健用食品は医薬品と違い病気の治療に使用するものではないことを知っていたかどうかについて、なんとなく聞いたことがある程度の者や知らなかった者が合わせて約5割認められた。また、特定保健用食品の摂取目安量や摂取上の注意の表示について、特定保健用食品の継続的な飲用・食用経験がある者のうち、摂取目安量も摂取上の注意も意識していない者や摂取目安量や摂取上の注意に関する表示がある事すら知らなかった者が合わせて約3割認められ、消費者が必ずしも特定保健用食品について正しく認識しているとはいえないことが分かった。</p> <p>消費者庁では特定保健用食品制度の意義が正しく理解されるようにするため、平成24年5月に特定保健用食品を含めた健康増進法の制度について説明したパンフレット「おしえてラベルくん～健康増進法に基づく食品表示ガイド～」を作成した。当該パンフレットでは、「バランスのよい食生活が大切!」、「目安量や注意事項が書いてあります。」、「病気ではない人が対象。医薬品ではありません。」など特定保健用食品を分かりやすく説明しており、<u>消費者が特定保健用食品制度の意義を正しく理解できるよう普及啓発を行っているところである。</u></p> <p>なお、当該パンフレットは消費者庁のウェブサイトよりダウンロードができるようにもしており、消費者にとって特定保健用食品の理解を深められるよう対応している。</p>	<p>「特定保健用食品に関する消費者意向調査」の概要を説明いただきたい。</p> <p>消費者へ特定保健用食品制度の正しい理解を求めめるためにパンフレットを何部作成し、どこに配布したのか説明願いたい。</p> <p>さらに、パンフレット以外の特定保健用食品制度の意義が正しく理解されるようにするための普及啓発の方策についても説明願いたい。</p>
---	---	---

次期消費者委員会への主な引継事項

平成 25 年 8 月 27 日
消費者委員会

第 2 次消費者委員会は、平成 23 年 9 月の発足以降、各種の消費者問題について精力的に調査審議を行い、この 8 月末に任期満了を迎える。この間、建議 7 本、提言 6 本、意見 18 本等を発出し、これらを受けて、関係省庁等において制度の見直しや運用の改善が図られる等、一定の成果をあげてきたところであるが、他方において、継続的な取組・フォローアップ等が必要な事項や、第 2 次委員会の任期期間中では十分に審議を尽くせなかった問題等も存在する。

このため、第 2 次委員会としては、この 9 月に発足する第 3 次委員会においても調査審議を継続していただきたい主要な課題として、下記の事項を提示する。第 3 次委員会におかれは、これらの事項についてさらに議論を深め、課題の改善・解決につなげていただくことを期待する。

記

1. 速やかに下部組織を立ち上げ、検討を開始・継続することが必要と考えられるもの

(1) 食品表示部会

- 1 食品表示法が、本年 6 月に成立・公布されたことを受けて、新たな表示基準の策定等にあたっては、消費者庁の諮問を受けて、以下のとおり、十分な調査・審議を実施していくこと。
 - ・調査・審議にあたっては、必要に応じて、食品表示部会の下に調査会または調査会に準ずる審議の場を設置すること。
 - ・今後の検討課題になっている食品表示の問題については、消費者庁との連携の下、可能なものから、速やかに調査・審議を進めていくこと。

(2) 新開発食品調査部会

- 1 特定保健用食品の認可手続きを滞りなく進めるとともに、審査の合理化・迅速化、審査内容・手続きの透明化等を図ること。

(3) 公共料金等専門調査会

- 1 家庭用電気料金等、個別の公共料金の値上げ認可申請に迅速に対応できる体制を整備すること。

- 1 公共料金の決定過程における消費者参画の実質的な確保に向けた課題について、各公共料金等所管省庁の取組のフォローアップを行うとともに、料金の適正性の確保に向けた各課題（鉄道の加算運賃問題等を含む）についての検討を行うこと。

2. これまでの成果を踏まえ、さらに掘り下げた議論を行うことが必要と考えられるもの

(1) 消費者安全行政の強化

- 1 消費者事故未然防止のためのリコール情報等の周知徹底策について、関係省庁における取組状況（特に、美白美容液による白斑問題と製品回収状況等）をしっかりと監視するとともに、さらに必要な方策（特に流通事業者の責務関連等）を検討すること。
- 1 食品リコールの問題について、今般取りまとめられた消費者安全専門調査会の中間整理を踏まえ、さらに具体的な検討を進めること。

(2) 地方消費者行政の活性化・基盤整備

- 1 今般取りまとめられた地方消費者行政専門調査会の報告書に盛り込まれた事項の具体化を後押しするとともに、今後の検討課題とされた、国・都道府県・市町村の役割分担の在り方、国から地方への財政支援の在り方について、引き続き検討を行うこと。

(3) 消費者契約法等の見直し

- 1 消費者契約法に関する調査作業チームの報告書やシンポジウム結果等を踏まえ、さらに具体的な検討を行うため、有識者・消費者・事業者等からなる専門調査会等を立ち上げ、調査審議を行うこと。
- 1 あわせて、特定商取引法の「5年後見直し」や、預託法における指定商品制の見直しの可能性についての検討を行うこと。

(4) 情報通信分野における諸課題への対応

- 1 電気通信分野における販売勧誘方法の適正化、インターネットを通じた財産被害対策について、関係省庁の取組を後押しするとともに、消費者保護の強化や発信者情報を開示するための法制度の在り方について引き続き検討を行うこと。(P)
- 1 ビッグデータ利活用等の動きを受けた個人情報保護の在り方等に関し、政府全体としての取組状況（ ）を踏まえた上で、所要の検討を行うこと。

- () 「世界最先端 IT 国家創造宣言」(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)では、IT 総合戦略本部の下に設置予定の新たな検討組織において、個人情報やプライバシー保護に配慮した利活用ルール of 明確化や第三者機関の設置を含む新たな法的措置も視野に入れた制度見直し方針を策定すること等が盛り込まれている。

3. フォローアップ案件

(1) エステ・美容医療

- 1 「消費者基本計画」に盛り込まれた、「医療機関のホームページに関するガイドライン」が遵守されない場合における、表示適正化のための法規制も含めた必要な措置の検討、美容医療サービス等に係る事前説明の内容（消費者取引に関する内容を含む。）やその方法を具体的に示した指針の検討についての実施状況のフォローを行うこと。
- 1 フリーペーパー等の美容医療の広告における表示適正化の実効性の担保に関する検討を行うこと。

(2) 有料老人ホーム

- 1 「消費者基本計画」に盛り込まれた、入居一時金についての実態調査、実態を踏まえた必要な方策の検討について実施状況のフォローを行うこと。

(3) 住宅リフォーム

- 1 「消費者基本計画」に盛り込まれた、住宅リフォーム工事の請負契約を締結するに際し、工事の種別ごとの経費の内訳を明らかにした見積の実施、及び見積書の交付を促進するための方策の検討や、リフォーム瑕疵保険制度の普及等について実施状況のフォローを行うこと。

(4) 詐欺的投資勧誘対策

- 1 建議事項である 関係法令の執行強化及び制度整備、犯行ツールに関する取組の強化、消費者への注意喚起及び高齢者の見守りの強化について、実施状況のフォローを行うこと。

(5) 地方消費者行政

- 1 本年8月の建議に盛り込んだ、市町村の消費者行政体制整備に向けての取組、地方消費者行政への継続的財政支援、「一般準則」の効果の検証について、実施状況のフォローを行うこと。

4. その他

(1) 消費者基本計画の検証・評価・監視

- 1 関係省庁ヒアリング等を通じて現行計画の実施状況をフォローするとともに、消費者庁と連携・協力の下、新計画の策定に向けた基本的な検討に早期に着手すること。

(2) 消費者教育

- 1 「消費者教育の推進に関する基本的な方針」に盛り込まれた施策の具体化や各地方自治体等における実施状況を検証し、消費者教育への取組を後押しすること。

(3) 規制改革における健康食品の表示をめぐる動向

- Ⅰ 規制改革におけるいわゆる健康食品の表示をめぐる動向（新たな機能性表示の検討）等について注視すること。

(4) 消費者庁・国民生活センターとの連携

- Ⅰ 大臣主催の「消費者行政の体制整備のための意見交換会」の中間整理を踏まえ、消費者被害に関する情報提供・政策的対応、国民生活センターによって提起された意見・要望の政策形成への活用・反映について、両機関と密接に連携・協力を行うこと。

(5) 地方消費者委員会、関係団体（消費者団体・経済団体・マスコミ等）との意見交換

- Ⅰ 地方や関係団体から直接意見を聴取し、「現場」との結びつきの強化を図るため、引き続き定期的を実施すること。

(6) 広報活動の充実

- Ⅰ 消費者委員会の活動やその成果等について国民の認知度を向上するため、各種の媒体を通じて積極的な広報を行うこと。

(以上)